

令和 7 年 3 月 井手町

## 3 月 定 例 会 会 議 録

井 手 町 議 会

令和 7 年 3 月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（3 月 7 日）

|                                            |     |
|--------------------------------------------|-----|
| 応招・不応招議員                                   | 1   |
| 出席・欠席議員                                    | 1   |
| 出席事務局職員                                    | 1   |
| 出席説明員                                      | 1   |
| 議事日程                                       | 3   |
| 開会                                         | 4   |
| 会議録署名議員の指名                                 | 4   |
| 会期の決定                                      | 4   |
| 諸般の報告                                      | 1 4 |
| 一般質問                                       | 1 4 |
| 谷田利一議員                                     | 1 5 |
| 1 町内各区に対する活動支援について                         |     |
| 脇本尚憲議員                                     | 1 9 |
| 1 プロバスケットボールチームとの連携                        |     |
| 2 「第 3 期井手町地域創生計画」の内容                      |     |
| 谷田健治議員                                     | 2 4 |
| 1 「地域防災計画」、災害時における避難所の生活環境、必要物資<br>の備蓄について |     |
| 2 P F A S（有機フッ素化合物）への対策について                |     |
| 小割直彦議員                                     | 3 5 |
| 1 住宅リフォーム補助制度の導入について                       |     |
| 田中保美議員                                     | 3 8 |
| 1 玉川堤の自然環境を活かしたまちづくりについて                   |     |
| 2 「山城たけのこ」の産地である本町の竹林整備について                |     |
| 岡田久雄議員                                     | 4 2 |
| 1 本町における総合的な防災対策について                       |     |
| 2 「傘のしずく取り」機器の設置について                       |     |
| 木村健太議員                                     | 4 7 |
| 1 有王・新四郎山両グラウンドのトイレ改修について                  |     |

## 2 町内の下水道管について

|        |     |
|--------|-----|
| 鎌田隆宏議員 | 5 1 |
|--------|-----|

### 1 消防団活動の充実について

|                                                                              |     |
|------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 報告第 1 号 専決処分の報告について（自動車事故）                                                   | 5 4 |
| 議案第 2 9 号 工事請負契約について同意を求める件                                                  | 5 5 |
| 議案第 3 0 号 工事請負契約について同意を求める件                                                  | 5 7 |
| 議案第 1 号 井手町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件                                          | 5 9 |
| 議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件                                 | 6 0 |
| 議案第 3 号 井手町組織条例の一部を改正する条例制定の件                                                | 6 3 |
| 議案第 4 号 井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 | 6 5 |
| 議案第 5 号 井手町監査委員条例等の一部を改正する条例制定の件                                             | 6 8 |
| 議案第 6 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件                                      | 6 9 |
| 議案第 7 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件                                           | 7 1 |
| 議案第 8 号 井手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件                                         | 7 8 |
| 議案第 1 9 号 令和 6 年度井手町一般会計補正予算（第 6 回）                                          | 8 2 |
| 議案第 2 0 号 令和 6 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 3 回）                                      | 9 2 |
| 散会                                                                           | 9 4 |
| 署名議員                                                                         | 9 5 |

## 第 2 号（3 月 1 0 日）

|          |     |
|----------|-----|
| 応招・不応招議員 | 9 7 |
| 出席・欠席議員  | 9 7 |
| 出席事務局職員  | 9 7 |
| 出席説明員    | 9 7 |

|                                                     |       |
|-----------------------------------------------------|-------|
| 議事日程                                                | 9 9   |
| 開会                                                  | 1 0 0 |
| 会議録署名議員の指名                                          | 1 0 0 |
| 議案第 1 4 号 井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件  | 1 0 0 |
| 議案第 1 5 号 井手町公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件                  | 1 0 4 |
| 議案第 1 6 号 井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件                 | 1 0 5 |
| 議案第 1 7 号 井手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件 | 1 0 6 |
| 議案第 1 8 号 井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件            | 1 0 8 |
| 議案第 2 1 号 令和 7 年度井手町一般会計予算                          | 1 1 0 |
| 議案第 2 2 号 令和 7 年度井手町国民健康保険特別会計予算                    | 1 1 0 |
| 議案第 2 3 号 令和 7 年度井手町水道事業会計予算                        | 1 1 0 |
| 議案第 2 4 号 令和 7 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算                | 1 1 0 |
| 議案第 2 5 号 令和 7 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算                   | 1 1 0 |
| 議案第 2 6 号 令和 7 年度井手町介護保険特別会計予算                      | 1 1 0 |
| 議案第 2 7 号 令和 7 年度井手町下水道事業会計予算                       | 1 1 0 |
| 議案第 2 8 号 令和 7 年度井手町多賀財産区特別会計予算                     | 1 1 0 |

### 第 3 号（3 月 2 1 日）

|                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| 応招・不応招議員                        | 1 3 5 |
| 出席・欠席議員                         | 1 3 5 |
| 出席事務局職員                         | 1 3 5 |
| 出席説明員                           | 1 3 5 |
| 議事日程                            | 1 3 7 |
| 開会                              | 1 3 9 |
| 会議録署名議員の指名                      | 1 3 9 |
| 議案第 1 号 井手町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 |       |

|          |                                                           |       |
|----------|-----------------------------------------------------------|-------|
|          | 制定の件……………                                                 | 1 3 9 |
| 議案第 9 号  | 井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………         | 1 4 1 |
| 議案第 10 号 | 井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件…………… | 1 4 5 |
| 議案第 11 号 | 介護保険法に基づく包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件……………       | 1 4 8 |
| 議案第 12 号 | 井手町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………                      | 1 5 1 |
| 議案第 13 号 | 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………   | 1 5 3 |
| 議案第 21 号 | 令和 7 年度井手町一般会計予算……………                                     | 1 5 4 |
| 議案第 22 号 | 令和 7 年度井手町国民健康保険特別会計予算……………                               | 1 5 4 |
| 議案第 23 号 | 令和 7 年度井手町水道事業会計予算……………                                   | 1 5 4 |
| 議案第 24 号 | 令和 7 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算……………                           | 1 5 4 |
| 議案第 25 号 | 令和 7 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算……………                              | 1 5 4 |
| 議案第 26 号 | 令和 7 年度井手町介護保険特別会計予算……………                                 | 1 5 4 |
| 議案第 27 号 | 令和 7 年度井手町下水道事業会計予算……………                                  | 1 5 4 |
| 議案第 28 号 | 令和 7 年度井手町多賀財産区特別会計予算……………                                | 1 5 4 |
|          | 令和 6 年度城南土地開発公社（第 1 回）補正事業計画に関する報告書について……………              | 1 6 3 |
| 発委第 1 号  | 井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件……………                             | 1 6 3 |
| 発委第 2 号  | 井手町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件……………                              | 1 6 4 |
| 発委第 3 号  | 井手町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………                     | 1 6 5 |
|          | 閉会中の継続調査の申出について……………                                      | 1 6 7 |
|          | 閉会……………                                                   | 1 6 8 |
|          | 署名議員……………                                                 | 1 6 9 |

第 1 号（令和 7 年 3 月 7 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和 7 年 3 月 井手町議会（定例会）会議録（第 1 号）

招集年月日

令和 7 年 3 月 7 日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和 7 年 3 月 7 日 午前 10 時 00 分 議長 奥田俊夫

閉会 令和 7 年 3 月 7 日 午後 4 時 18 分 議長 奥田俊夫

応招議員

|     |    |    |      |    |    |
|-----|----|----|------|----|----|
| 1 番 | 木村 | 健太 | 2 番  | 谷田 | 健治 |
| 3 番 | 鎌田 | 隆宏 | 4 番  | 小割 | 直彦 |
| 5 番 | 田中 | 保美 | 6 番  | 奥田 | 俊夫 |
| 7 番 | 脇本 | 尚憲 | 8 番  | 谷田 | 利一 |
| 9 番 | 岡田 | 久雄 | 10 番 | 木村 | 武壽 |

不応招議員

なし

出席議員

|     |    |    |     |    |    |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 1 番 | 木村 | 健太 | 2 番 | 谷田 | 健治 |
| 3 番 | 鎌田 | 隆宏 | 4 番 | 小割 | 直彦 |
| 5 番 | 田中 | 保美 | 6 番 | 奥田 | 俊夫 |
| 7 番 | 脇本 | 尚憲 | 8 番 | 谷田 | 利一 |
| 9 番 | 岡田 | 久雄 |     |    |    |

欠席議員

10 番 木村 武壽

会議録署名議員の氏名

|     |    |    |     |    |    |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 2 番 | 谷田 | 健治 | 7 番 | 脇本 | 尚憲 |
|-----|----|----|-----|----|----|

本会議に職務のため出席した者の職氏名

|             |    |    |         |    |    |
|-------------|----|----|---------|----|----|
| 議 会 事 務 局 長 | 森田 | 肇  | 議 会 書 記 | 新田 | 純平 |
| 議 会 書 記     | 小谷 | 光幸 | 議 会 書 記 | 横田 | 雄大 |

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

|   |   |    |    |   |   |   |    |    |
|---|---|----|----|---|---|---|----|----|
| 町 | 長 | 西島 | 寛道 | 副 | 町 | 長 | 脇本 | 和弘 |
|---|---|----|----|---|---|---|----|----|

|   |   |              |       |
|---|---|--------------|-------|
| 参 | 与 | 関西           | 浩二    |
| 教 | 育 | 長            | 中田 邦和 |
| 総 | 務 | 課 長          | 平間 克則 |
| 企 | 画 | 財 政 課 長      | 高江 裕之 |
| 会 | 計 | 管理者・会計課長兼務   | 岩村 恭子 |
| 高 | 齢 | 福 祉 課 長      | 坂井幸一郎 |
| 建 | 設 | 課 長          | 辻井 祐介 |
| 上 | 下 | 水 道 課 長      | 仁木 崇  |
| い | づ | み人権交流センター所長・ | 林田 夕加 |
| い | づ | み児童館長兼務      |       |
| 学 | 校 | 給食センター所長     | 梶田 篤志 |
| 学 | 校 | 教育課参事        | 北川 拓男 |

#### 議事日程

別紙のとおり

#### 会議に付した事件

別紙のとおり

#### 会議の経過

別紙のとおり

|   |   |                   |        |
|---|---|-------------------|--------|
| 参 | 与 | 西垣                | 義郎     |
| 理 | 事 | 兼住民福祉課長事務取扱       | 花木 秀章  |
| 安 | 心 | ・安全推進課長           | 菱本 嘉昭  |
| 税 | 務 | 課 長               | 木田 ゆかり |
| 保 | 健 | 医 療 課 長           | 中谷 誠   |
| 保 | 健 | センター所長・           | 畑中 博之  |
| 地 | 域 | 包括支援センター所長兼務      |        |
| 産 | 業 | 環 境 課 長・          | 奥山 英高  |
| 自 | 然 | 休養村管理センター館長兼務     |        |
| 同 | 和 | ・人権政策課長           | 西島 豊広  |
| 社 | 会 | 教 育 課 長・          | 寺井 佳孝  |
| 山 | 吹 | ふれあいセンター所長・図書館長兼務 |        |
| 企 | 画 | 財 政 課 参 事         | 吉岡 正博  |

# 令和 7 年 3 月 井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第 1 号〕

令和 7 年 3 月 7 日（金）午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 1 号 専決処分の報告について（自動車事故）
- 第 6 議案第 29 号 工事請負契約について同意を求める件
- 第 7 議案第 30 号 工事請負契約について同意を求める件
- 第 8 議案第 1 号 井手町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件
- 第 9 議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
- 第 10 議案第 3 号 井手町組織条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 11 議案第 4 号 井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 12 議案第 5 号 井手町監査委員条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 13 議案第 6 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 14 議案第 7 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 15 議案第 8 号 井手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 16 議案第 19 号 令和 6 年度井手町一般会計補正予算（第 6 回）
- 第 17 議案第 20 号 令和 6 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 3 回）

## 議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、おはようございます。早朝からのご参集、ご苦  
労さまでございます。

本日の会議に、木村武壽議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し  
上げます。

ただいまから令和7年3月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議  
を開きます。

さて、本日、西島町長より3月定例町議会が招集されました。各議案につ  
きまして慎重にご審議を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われますよ  
うお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

次に、議会事務局の紹介を森田事務局長よりいたさせます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 森田議会事務局長。

議会事務局長（森田 肇） それでは、議会事務局の紹介をさせていただきます。  
ます。

議会書記の横田雄大でございます。

議会書記（横田雄大） 横田です。よろしくお願いします。

議会事務局長（森田 肇） どうかよろしくお願いいたします。

議長（奥田俊夫） 以上で紹介を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、谷田健治  
議員、7番、脇本尚憲議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのあ  
る場合には、次の議席番号の方にお願ひします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月26日までの20日間に  
したいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3  
月26日までの20日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件18件、令和6年  
度補正予算2件、令和7年度当初予算8件、工事請負契約の同意案件2件、

専決処分 1 件、合計 3 1 件であります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今期定例会に提出されました案件の提案理由の説明をいたしたい旨、申出がありますので、これを許します。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに 3 月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚く御礼申し上げます。

最初に、昨年は元日に発生いたしました石川県能登地方を襲った大地震をはじめ、9 月の能登半島豪雨など、毎年全国各地で甚大な被害をもたらす災害が発生し、各地に大きな傷痕を残しました。今後 3 0 年以内に 8 0 % 程度の確率で起きると予測されている南海トラフをはじめ、マグニチュード 7 クラスの大地震災害への備えの重要性を改めて確認したところでありまして、今後も役場庁舎を防災拠点とし、地域住民の安心・安全のため、防災・減災対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、令和 7 年度の国の予算についてであります。令和 7 年度一般会計歳入歳出概算の規模は 1 1 5 兆 5 , 4 1 5 億円、前年度比 2 兆 9 , 6 9 8 億円、2 . 6 % の増となっておりますが、これらの財源を確保するため、令和 7 年度の国債発行見込額は約 2 8 . 6 兆円、令和 7 年度末公債残高は、令和 6 年度より約 2 9 兆円増えて、約 1 , 1 5 9 兆円程度となる見込みであります。

このような厳しい状況の下で、令和 7 年度の地方財政対策につきましては、社会保障関係費、人件費の増加や物価高が見込まれる中、地方団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について水準超経費を除く交付団体ベースで前年度に比べ、1 兆 5 3 5 億円増の 6 3 兆 7 , 7 1 4 億円と、令和 6 年度地方財政計画を上回る額が確保されるとともに、地方交付税総額についても前年度を 0 . 3 兆円上回る 1 8 . 9 兆円を確保することができました。これは、地方 6 団体の固い結束と国会議員の力強い支援によるものと考えております。

次に、令和7年度の町政運営に当たっての基本姿勢並びに予算編成に当たっての基本方針につきましては、私は、「豊かな自然と利便性・快適性とが共存する新しいまち」の実現を目指すことを基本姿勢とし、六つの柱から成る基本政策をお示しし、まちの主人公は住民との認識の下、各種団体との対話や住民の方からのご意見を伺いながら、住民と一体となったまちづくりに取り組んでおりまして、今後もこの基本姿勢を堅持しつつ町政を推進してまいりたいと考えております。

本町の財政は、町税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済動向や国・府の対応によりまして大きな影響を受けるという構造になっており、財政構造を転換しない限り、今後も厳しい財政状況が続くものと考えております。

しかしながら、いかなる財政状況下におきましても、行政の果たすべき役割はますます重大なものとなってきており、これまでから実施してまいりました道路、下排水路などの生活基盤の整備・拡充や、地域福祉をはじめとする福祉の充実、住民の健康増進、教育の充実、環境保全や防災・減災対策の強化、商工業の活性化や観光振興、差別解消に向けた人権啓発など、継続的な取組を積極的に推進していく必要があると考えており、特に財政が厳しくなればなるほど後退が余儀なくされる教育や福祉などについては、後退させることなく少しでも前進できるよう努めてまいりたいと考えております。

中でも第一に取り組むべき喫緊の課題は、人口の減少を食い止めることであります。そのためには、まちづくりの核となる国道24号城陽井手木津川バイパスの早期完成に向けて、引き続き各方面に働きかけていくとともに、このバイパスへのアクセス道路の整備と宅地等の開発適地の拡大に取り組むこと、次に、一昨年に第二期事業が開業したJR奈良線の高速化・複線化事業について、さらなる利便性の向上を図るため、早期の全線複線化の実現に向けた取組を進めること、また、昨年6月の誘致によりJR山城多賀駅前の商業施設がオープンしたことで、まちの活性化とにぎわいの創出につながっていることから、今後も企業や商業施設の誘致に取り組み、雇用拡大や暮らしやすさの向上に努めること、さらに、京都府内でトップレベルである子育て支援策等を町内外へ広くPRし、若者が住みやすい環境づくりに向けた施策にも積極的に取り組むことが最も重要であると考えておりまして、令和7年度も、これらが着実に前進できるよう最大限の努力をしてまいりたいと考

えております。

今回の予算編成におきましては、こうした点を十分念頭に置きながら予算を編成し、特に激甚化する災害から住民の皆様の安全を守る防災・減災の取組をはじめ、利便性を向上させ、町の発展を目指す国道24号バイパスへのアクセス道路整備、将来を担う子どもの教育のための小・中学校の施設改修・設備更新など、住民の皆様の今の暮らしを守るとともに、よりよい未来をつくるための事業に重点を置いた予算編成となっております。その他の各分野につきましても、行政の継続性を確保しつつ、住民生活に支障が生じないよう所要の経費を計上させていただいております。

なお、歳入の柱であります町税につきましては、一定の増収を見込んでい一方、事業の実施により財源不足が生じる見込みでありますので、このような事態に備え、これまで積み立ててきた各種基金を有効に活用しながら、行政水準や住民サービスが前進できるよう編成を行っております。

また、歳出におきましても、既定経費のさらなる合理化と財源の重点的・効率的な配分をはじめ、経常的な一般行政経費につきましては極力その抑制を図り、その節減に努めることとしております。その結果、令和7年度一般会計予算の総額は54億900万円で、前年度と比較いたしまして8億8,500万円、率にして19.6%の増、また、特別会計予算と合計しますと、総額は86億117万3,000円で、前年度と比較いたしまして10億1,210万3,000円、率にして13.3%の増となっております。

現在、本町は、財政の健全化を判断する実質公債費比率はマイナス0.5%、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は73.9%と府内トップクラスの良好な財政状況にあります。今後、庁舎建設や山吹ふれあいセンターの移転などの大型事業の実施により、地方債の借入れの償還金が大きく増加してまいりますので、これからの財政運営に当たってはより一層注視しつつ、気を引き締めなければならないと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第1号、井手町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件ほか30件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号から議案第18号までの18件は、いずれも条例の制定並びに一部改正であります。

議案第1号は、地方自治法の規定に基づき、町長等の町に対する損害を賠

償する責任の一部免責に関して、必要な事項を定めるための条例の制定であります。

議案第 2 号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う条例の一部改正であります。

議案第 3 号は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、こども家庭センターを設置するための条例の一部改正であります。

議案第 4 号は、デジタル社会形成基本法等改正法の施行に伴う条例の一部改正であります。

議案第 5 号は、地方自治法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第 6 号は、育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う条例の一部改正であります。

議案第 7 号は、人事院勧告に基づく条例の一部改正であります。

議案第 8 号は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第 9 号から議案第 11 号までの 3 件は、いずれも厚生労働省令等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第 12 号は、京都府老人医療助成事業費補助金交付要綱の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第 13 号は、厚生労働省令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第 14 号は、山城多賀駅西側地区が近隣商業地域に編入したことにより、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度を改める条例の一部改正であります。

議案第 15 号は、下水道法施行令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第 16 号は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係政令等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第 17 号は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第 18 号は、損害補償の基準を定める政令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第 19 号は、令和 6 年度一般会計の補正でありまして、補正総額は 1 億 5,649 万 5,000 円の増で、補正後の一般会計予算は 57 億 47 万 2,000 円であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず、総務関係であります。基金運用益の各基金への積立てに278万1,000円、ふるさと応援基金への積立てに440万6,000円それぞれ計上いたしております。

次に、土木関係であります。国の補正予算による交付金の交付決定があったこと、並びに国の交付金の追加配分が得られる見通しとなったことから、町道29号線道路改良に4,117万9,000円、町道12号線ほか道路改良に1,120万円それぞれ計上いたしております。

次に、教育関係であります。国の補正予算による交付金の交付決定があったことから、小・中学校の外壁改修に9,000万円計上いたしております。

以上が一般会計の補正の概要でありまして、その財源といたしまして、国支出金5,874万円、財産収入281万4,000円、寄附金441万2,000円、繰越金882万9,000円、町債8,170万円計上いたしております。

議案第20号は、令和6年度介護保険特別会計の補正でありまして、所要額を計上いたしております。

議案第21号は、令和7年度一般会計予算であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず、議会関係であります。地方議会議員年金制度の廃止に伴う共済会負担金に774万8,000円計上いたしております。

次に、総務関係であります。物価高騰が続く中で住民生活や事業者への支援として、上下水道料金の基本使用料及び水道メーター使用料、下水道料金の基本使用料6か月分の全額減免を行うために、特別会計への補助等に2,890万円、安心・安全で住みよい地域社会の実現のための防犯カメラの設置に300万円それぞれ計上いたしますとともに、京都産業大学井手応援隊の活動拠点で、交流人口拡大や移住・定住の促進につながる取組を実施する井手応援隊活動拠点運営事業に1,195万円、JR奈良線高速化・複線化第二期事業の補助に275万6,000円それぞれ計上いたしております。

次に、民生関係であります。障がい者福祉や地域福祉対策では、社会福祉協議会をはじめ関係団体への助成に2,345万5,000円、障害者自立支援事業に3億679万6,000円、地域生活支援事業、身障児者補装

具購入補助、障害者施設通所交通費助成に１，５８８万９，０００円それぞれ計上いたしますとともに、福祉タクシー事業に２３２万２，０００円、町内の介護・障がい福祉サービス事業所の人材確保を図り、安定的なサービスの供給に資するための井手町福祉人材確保事業補助金に５０万円、物価高騰による福祉サービスの提供に対する影響の軽減を図る福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金に２，１００万円、利用者の利便性の向上と避難所の防災機能設備の強化を図るため、いづみ人権交流センター体育館空調整備に７００万円それぞれ計上いたしております。

高齢者対策では、デイサービス事業や介護保険以外の事業を委託しております社会福祉法人弥勒会への委託費に１，０８０万９，０００円、社会福祉協議会に管理していただいております玉泉苑、賀泉苑の管理委託に７００万円、老人クラブ活動助成、敬老事業に１，１２３万円それぞれ計上いたしますとともに、井手町社会福祉協議会が利用者のニーズ等を踏まえ、より充実した内容で実施する移動支援事業の経費を補助するための高齢者移動支援補助に６６４万円、円滑なサービス提供体制を確立するためのデイサービスセンターろ過装置等取替工事に２，３００万円、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に１３６万５，０００円計上いたしております。

医療対策では、老人医療に６５９万円、身障、ひとり親家庭の福祉医療に３，０８０万９，０００円それぞれ計上いたしますとともに、満１８歳に達する日以降の最初の３月３１日まで完全無料化とする子育て世帯等への医療費助成に２，６６０万円計上いたしております。

児童福祉対策では、大学を卒業後、井手町に定住し、就業する方に対する奨学金返還を支援するための、定住促進奨学金返還支援金に９６万３，０００円、児童手当に１億２，３０２万円、保育園運営費に３億７，３３９万７，０００円、子育て支援センター運営費に１，３３６万１，０００円それぞれ計上いたしますとともに、子育て支援チャイルドシート等購入費補助に３７万５，０００円、井手町の次代を担う子どもの出産を祝い、子育て世帯を応援することを目的に、出生後最初に井手町の住民基本台帳に記録された児童の保護者に対し、児童１人につき１０万円を支給する井手町出産応援給付金に４００万円それぞれ計上いたしております。なお、本町では、子育ての支援の一層の充実を図るため、町立保育園の第２子目の保育料の無償化を行うため４４０万円、保育園児の給食費相当分９６０万円全てを町で負担をして

おります。

次に、衛生関係であります。新たに定期接種化される帯状疱疹ワクチン接種費用の助成を含めた予防接種事業に5,579万6,000円、各種がん検診について多くの方に受診をしていただけるよう全て無料とする健康増進事業に1,574万7,000円、不妊治療に係る費用の負担軽減を図るための不妊治療医療給付事業に160万円、高齢者の疾病予防や早期治療を図るための高齢者人間ドック助成に135万2,000円、健診を受ける機会の少ない二十歳から39歳までの方を対象とした二十歳からの健康づくり事業に70万8,000円、歯や口腔清掃状態などの健康診査を実施し、歯周病をはじめとする口腔内トラブルを予防、改善することで、住民の健康な生活を支援する歯周病予防検診に61万4,000円それぞれ計上いたしますとともに、がんの治療を受けられた方または受けられている方の療養生活を支援するため、がん患者アピアランスケア支援事業に29万円、18歳から39歳までの末期がん患者の方が住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活が過ごせるよう、若年がん患者在宅医療費支援に53万円それぞれ計上いたしております。

また、幼児の健康の保持及び増進を図るため、新たに5歳児健康診査に32万1,000円、妊産婦健康診査に558万5,000円、安心して出産、子育てができる環境整備を行うための出産・子育て相談・応援支援金並びに妊婦のための支援給付事業に468万2,000円それぞれ計上いたしますとともに、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に、母子保健機能と児童福祉機能が連携した一体的な相談支援を行うことで、虐待の予防的な対応から妊娠、出産、子育て等に関する悩みに切れ目なく対応する、こども家庭センターの運営費に2,246万8,000円、母子とその家族が健やかな育児ができるよう新たにショートステイ型やデイサービス型を実施し、手厚い支援を行う産後ケア事業に90万円、聴覚障がいの早期発見と早期療育を図るための新生児聴覚検査に17万6,000円それぞれ計上いたしております。

さらに、環境への負荷が少ない再生エネルギーの普及促進を図るため、薪ストーブ等の設置補助に45万円、エネルギーの安定確保と自立型エネルギーの普及を図るため、住宅用太陽光発電システム等設置補助に687万円それぞれ計上いたしますとともに、ごみの収集運搬委託に6,100万円、家

庭生ごみ自家処理容器等購入補助や再生資源集団回収事業補助に１３２万２，０００円それぞれ計上いたしております。

次に、農林関係であります、有害鳥獣駆除に９７３万円、豊かな緑と清流を守る協議会の補助に３０万円、農家の生産意欲を支援するための良質米出荷奨励事業１００万円、物価高騰の影響の緩和を図るための肥料高騰対策支援給付に１５０万円それぞれ計上いたしますとともに、森林整備の推進及び地域一帯の周遊性の向上を図るための片原山林道改良事業に３，４００万円、府内産木材の利用促進や山林の荒廃対策及び里山景観を守るための森林整備事業に９６９万円それぞれ計上いたしております。

次に、商工関係であります、商工業の振興を図るため、商工会の振興事業補助に８５０万円、融資を受けられた商工業者への保証料補給に２５０万円、中小企業者の負担を軽減し、経営の安定を図るための中小企業融資利子補給に１００万円それぞれ計上いたしますとともに、物価高騰における消費者支援と地域経済の活性化を図るため、商工会がプレミアム率３割で実施されるプレミアム付き商品券の発行補助に１，８００万円、町内の商店街の活性化を図るため、商工会が実施されているいでちょう百縁商店街事業の補助に４０万円それぞれ計上いたしております。

次に、観光関係であります。さくらまつり実行委員会への補助に４５０万円、大正池グリーンパークの浄水施設改修や管理棟の照明のＬＥＤ化に３９０万円、まちづくりセンター椿坂や大正池グリーンパークなどの各交流施設と連携したイベント等を実施し、観光振興を図る交流施設等利用促進事業に１，０３０万円それぞれ計上いたしております。

次に、土木関係であります、国道２４号城陽井手木津川バイパスへの井手地区のアクセス道路の整備に向けた予備設計に１，０００万円、同じく多賀地区のアクセス道路となる町道１２号線など道路整備に３億２，７００万円それぞれ計上いたしますとともに、井手やまぶき特別支援学校への救急車両の進入路となる町道整備に１億９，０００万円、多賀小学校の登校路であります町道１１号線の路肩拡幅整備をはじめとする町内道路の整備に２，３００万円それぞれ計上いたしております。

河川事業では、老朽化した下排水路の改修に２，２１０万円計上いたしております。

都市計画では、人口減少を食い止めるため、住宅開発等についての見直し

を含めた都市計画マスタープラン改定に１，１００万円、椿坂公園に町内外の方々が交流、活動することができる憩いの場を整備する椿坂公園東屋整備に８０２万８，０００円それぞれ計上いたしております。

住宅関係では、住環境の向上を図るため、経年劣化した町営住宅の屋根改修に２，７５０万円、空き家となっている町営住宅の改修に１，１００万円それぞれ計上いたしております。

次に、消防関係であります。京田辺市に事務委託しております常備消防委託に２億３８２万８，０００円、高規格救急車の購入に５，５２０万円、町内全域でのさらなる情報伝達の向上を図り、安心・安全なまちづくりを推進するデジタル移動通信システム改修に１，３２０万円それぞれ計上いたしますとともに、災害時の情報収集を円滑にするためのドローン購入に５５４万円、住民の皆様の安全を確保するＪアラート受信機と、京都府衛星通信系防災情報システムの更新に２，１８０万円、災害時の各避難所における生活環境の向上を図る避難所環境充実事業に１，６００万円それぞれ計上いたしております。

次に、教育関係であります。オーストラリアの姉妹校へ生徒を派遣するための費用に５５８万円、小・中学校において大阪・関西万博へ参加するための費用に２７５万３，０００円それぞれ計上いたしますとともに、ＧＩＧＡスクール構想における１人１台端末の更新に４，１９１万９，０００円、児童・生徒に快適な教育環境を提供するための小・中学校空調整備に５，８３０万円、保護者負担軽減施策として全額補助を実施する学校給食費支援事業に１，６４０万円それぞれ計上いたしております。

社会教育では、子育て支援事業としての放課後児童クラブに２，８６６万円、住民の学習発表や交流の場としての文化祭に６３６万円、町内在住及び在勤の外国人の方に対して、日本語学習などを通じて共生社会の実現を目指す日本語教室の取組をはじめ、各種団体助成に２６８万１，０００円それぞれ計上いたしますとともに、多くの住民にご利用いただいております図書館の運営費に５，０５７万７，０００円計上いたしております。

保健体育では、住民の健康増進のための地域スポーツ活動に５３万７，０００円、スポーツ協会をはじめ各種団体助成に３４８万円それぞれ計上いたしますとともに、施設利用者の衛生環境の改善と施設利用者の増加を目指して、有王グラウンドトイレ等改修に５５０万円それぞれ計上いたしております。

す。

以上が一般会計歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金や町債等の特定財源 2 億 3, 9 9 7 万 4, 0 0 0 円、町税や地方交付税等の一般財源 3 億 2 億 6, 9 0 2 万 6, 0 0 0 円計上いたしております。

議案第 2 2 号から議案第 2 8 号までの 7 件は、いずれも令和 7 年度の特別会計でありまして、説明は省略させていただきますが、今回の特別会計予算全体の総額は 3 億 9, 2 1 7 万 3, 0 0 0 円で、前年度と比較いたしまして 1 億 2, 7 1 0 万 3, 0 0 0 円、率にして 4. 1 % の増となります。

議案第 2 9 号及び議案第 3 0 号は、井手小学校体育館空調設備等整備工事及び多賀小学校体育館空調設備等整備工事の予定価格がそれぞれ 5, 0 0 0 万円以上でありますので、地方自治法並びに条例の規定に基づき、工事請負契約を締結するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

報告第 1 号は、地方自治法第 1 8 0 条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（奥田俊夫） 次に、日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から 1 月、2 月分の例月出納検査結果報告が、上下水道課から上水道水質検査結果書が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

なお、本定例会に提出されております議案第 1 号の新規条例制定の件については、地方自治法第 2 4 3 条の 2 の 7 第 2 項の規定により、議会は審議に当たり、あらかじめ監査委員の意見を聞くことになっており、その意見書の写しについてもお手元に配付しておりますので、併せてご覧おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第 4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は 8 名であります。質問についての発言時間はそれぞれ 2 0 分以内とします。

順次質問を許します。

谷田利一議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8 番（谷田利一） 本日はたくさんの傍聴、おいでいただいていますので、頑張ってトップバッターとして質問をしますので、ぜひとも前向きな答弁を頂きますようによろしくお願いいたします。

それでは、私の方から大きく1点、町内各区に対する支援活動について、申入れのとおり質問させていただきます。

少子高齢化などの影響に伴う町内各区における自治会への加入率の低下の問題について、過去の一般質問でも取り上げてきましたが、区長などの各区の役員についてもその業務が負担となって、成り手不足が深刻化してきています。

また、本町での宝くじ助成を活用した各区の備品購入に対する補助については、大変ありがたく高く評価をいたしますが、自治会活動の活性化のための支援制度はなく、区長と副区長に対する謝礼金と広報配布業務に関わる委託料の支払いのみとなっています。

現在、各区では、区民から集めた区費の中から、子どもから高齢者までの各種団体への事業の助成などを全て賄っている状態です。

行政にとって地域活動を円滑に進めるためには、区の役員をはじめとした各区の協力が欠かせませんが、現在の状況が続けば、ますます自治会運営が難しくなってくるのではないかと考えます。

これについて私が調べましたところ、宇治田原町では、各区との連携を密にし、町政運営の効率的な運営を図るため、広報配布業務分を含む区長業務や区等の活動に対し、区長報償及び区等活動補助金が支給されているとお聞きします。

そこで、次のことをお伺いします。

①本町における区長・副区長に対する謝礼金の支払いは、いつから始まり、現在どの程度支払われているのか。

②近隣町村における自治会に対する活動支援の状況は。

③行政と各区との連携を円滑にするためにも、区の役員に対する報償費用制度の見直しや、各区等への活動補助金の交付が必要でないかと思いますが、本町の考えは。

以上、よろしくお願いします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） 私の方からは、町内各区に対する活動支援についてお答えをさせていただきます。

なお、詳細な質問の内容については、後ほど担当が答弁いたします。

区長をはじめ各区の役員の皆様方におかれましては、地域の取りまとめ役として、また、住民と行政とのパイプ役として、さらに、広報等の配布はもとより、各区の安心・安全のための自主防災組織の運営など、大変重要な役割を担っていただいておりますこと、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

現在、全国的に地域社会の絆や連帯感が弱まり、地域コミュニティが希薄化していると言われていた中、本町も例にたがわず、区への加入についてご苦勞を頂いていると伺っておりますが、各区において大多数の地域住民の方々が加入され、それぞれ区運営を滞りなく実施されておられますことは、ひとえに、区長はもとより区役員の皆様のご活躍のたまものであると考えております。

本町といたしましては、今後も各区と連携を密にしながら、地域住民の幸せのために様々な事業に取り組んでまいりますので、ご苦勞やご面倒をおかけすることもあるかと存じますが、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） 一つ目の区長・副区長に対する謝礼金の支払いはいつから始まり、現在どの程度支払われているかにつきましては、過去の予算書の項目にて確認いたしますと、昭和44年度から手当を予算計上しております。当時、区長には年間で7,000円、副区長には3,000円となっております。

なお、これまでの間に複数回の手当の見直しを経て、現在、区長には年間で6万3,000円、副区長には2万7,000円の手当をお支払いしております。

二つ目の近隣町村における、自治会に対する活動支援の状況につきましては、近隣の自治体では、自治会長への手当のほか、自治会や町内会を対象としまして、レクリエーション事業や子ども向けイベントの開催、町民運動会への参加などの地域の絆をつなぐための取組や、自治会への加入促進チラシの作成や勉強会等の開催などの地域の課題解決を図るための取組を支援するための補助制度を設けていると伺っております。

三つ目の区の役員に対する報償費用制度の見直しや、各区等への活動補助金の交付の考えにつきましては、日頃からご尽力を頂いている区長・副区長への手当について、令和7年度に見直しを考えておりまして、職員給料の上昇率等を勘案し、区長手当については年間で6万3,000円から7万円に、副区長手当については2万7,000円から3万円とする費用を予算計上させていただきます。

また、毎月2回の広報物の配布については、ここ数年前から、区長会から配布物を減らせないかというご意見を頂いたこともあり、極力、「広報いで」の誌面に掲載することを心がけ、配布物の減量化に努めているところでありますが、町の広報物をはじめ、社会福祉協議会や警察などからの広報物の配布も合わせてお世話になっておりまして、これらも踏まえ、各区での配布世帯数に応じた委託費用も例年予算計上し、お支払いしている状況であり、今後も、地域住民の方々はもとより、情報弱者の方々に対しましても、町政等の情報が行き届くよう、これまでと同様の対応にてお願いできればと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8番（谷田利一） ただいま、前向きなご答弁をありがとうございます。

西島町長におかれましては区長経験もあり、自分と議員としての同志の時代に、区長の責務について要望されました。月2回の回覧板に、多いときには1戸当たり10枚ほどの配布物の多さを指摘されて、月2回を1回に、多くのチラシを「広報いで」にまとめて1冊にすることなどの提案をされ、改正されました。この件は現在の区長はご存じではなく、現在の状態しか把握されていないと思いますが、一昔前と違って大きく前進したと私は思っています。

しかし、時代は進展しています。最近もあちらこちらから、区長の責務の多さについて要望をお聞きします。ただいま答弁いただきました謝礼金も当然ありがたいんですが、それにもまして各区の組長も高齢化してきて、寄附集めや各戸配布ができないため、組長が当たる時期に自治会を脱退する方が多く、また、各区の役員の成り手不足が問題化してきており、このままでは自治会の先が見えてきたように思えるとの意見が多く届いています。

これは私の地元だけではなく、多くの区の皆さんの意見ですが、最近ではデジタル化などと近隣市町村でも問題になっていますが、この件について本町の考えをお伺いいたします。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 脇本副町長。

副町長（脇本和弘） 議員がご指摘の広報誌、区長の皆様や区の役員の皆様におかれましては、非常にお手数とご面倒、お世話なっておりますことに、町長も述べさせていただきましたけれども、感謝いたしておるところでございます。

先ほどおっしゃっていただきましたように、今、国、地方自治体につきましてはD X化、デジタルトランスフォーメーション化ということで、電子機器を有効に使って情報を発信していくということも進めておりますので、本町といたしましても、「広報いで」等の広報物についての情報については極力ホームページやL I N Eなどで、プッシュ型のL I N Eなどでも今情報発信をしているところであります。しかしながら、先ほど答弁申し上げましたけれども、情報弱者の方も本町にはおられるということも事実でございます、私どもの情報をお手元に届けるためにはどのような手段がいいのかということとは、私どももこの間、議論はしているところでございます。

そのような中で、新聞折り込みであったり、いろいろな配布の方法もございますけれども、一つ例を申し上げますと、新聞折り込みで言いますと、過去からもいろいろ調べてはおるんですけれども、新聞を紙ベースで取られている方は今聞きますと、井手町内での折り込み部数は約1, 300部程度と聞いております。今、区長様の方でお世話になっているのが2, 800部でございますので、その差が歴然としておりまして、半数の方が紙ベースでお手元に届かない状況になってしまうというようなこともございます。

ですから、このようなことを考えますと、近い将来ではないかもしれませ

んけれども、私どももいずれかは、情報伝達については、タブレットやスマホを皆さんがお持ちになったときには、そのような配布などというようなことはなくなっていくことも考えておりますけれども、今の状況においては区長様にお世話になるのが一番の情報伝達の方法であるのではないかとということで、お世話になっているところでございます。

なお、先ほども申しましたけども、将来的に情報を入手する様々なツールが普及していきまして皆様がお持ちになってきたり、また、それぞれの区の区民の皆様が、そういう配布物についてはもう必要ではないのではないかというふうな総意がもしあるとするならば、本町としても十分にそういうようなご要望に対する検討はさせていただきたいと考えております。

最後になりますけれども、区、また区役員の皆様にはお世話になっておりますけれども、町長が申しましたように地域の希薄化、そういうものを回避するために、また、良好な地域のつながりを維持するためにも、そのツールの一つとして、広報物の配布などということをご理解いただきながら、ご協力賜りたいなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8 番（谷田利一） ありがとうございます。

時代の流れで特に高齢化となって、自治会運営も問題化になってきていますので、各自治会の支援、助成問題を重ねて強く要望して、私の質問を終わります。

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7 番（脇本尚憲） 通告に基づき、私の方から2点質問をさせていただきます。

大きく1番、プロバスケットボールチームとの連携。

文部科学省のホームページによりますと、プロスポーツは「みるスポーツ」として幅広い年齢層に親しまれ、スポーツ全体の振興にも寄与し、とりわけ青少年に対してはスポーツに対する夢と感動を与え、自らがスポーツを行う

きっかけとなることから、青少年の健全な育成やスポーツの裾野を広げる役割を果たすなど、その意義は極めて大きいと説明されています。

本町では、昨年１２月８日に「京都サンガＦ．Ｃ．」とホームタウン加入に伴う協定を締結し、今後はサッカーを通じたスポーツの普及や地域の活性化などを目的とした活動や取組についても期待が持たれるところでございます。

一方、プロバスケットボールチーム「京都ハンナリーズ」については、バスケットボールが盛んな本町出身の選手も在籍し、現在活躍されていることから、以前にも他の議員から町を挙げた応援体制についての一般質問があり、その際には、「前向きに検討してまいりたい」との答弁がありました。

また、「京都ハンナリーズ」のホームページには、「ホームタウン活動」として、「NEKONOTE PROJECT」という取組が紹介されており、本町もその活動地域に含まれています。

そこで質問します。

①「NEKONOTE PROJECT」の取組内容は。

②「京都ハンナリーズ」についても「京都サンガＦ．Ｃ．」同様、各自治体との間で連携協定のようなものがあるのか。ある場合、その具体的な内容や町の負担は。

③「京都ハンナリーズ」との連携によって、本町ではどのような効果が見込まれるのか。

大きく２番、「第３期井手町地域創生計画」の内容。

令和２年３月に策定された「第２期井手町地域創生計画」は、「『居心地のよい田園都市』を目指して～安心・安全で豊かな自然と利便性が共存する美しい水の里～」というサブタイトルの下、「１、結婚・出産・子育て環境づくり」、「２、地域経済を活性化させる仕組みづくり」、「３、交流を促進する『行ってみよう』まちづくり」、「４、住んでみたい、住み続けたいまちづくり」の四つの基本目標に沿って、本町が地域創生に関する施策を推進するための計画であり、今年度末に計画の実施期間が終了する予定となっていたところですが、交流人口のようなコロナ禍の影響を受けた数値目標や「重要業績評価指数（ＫＰＩ）」について、新型コロナの５類移行後の回復傾向を踏まえて次期計画を検討するため、計画期間を１年延長して、現在検討を進めておられるところだと承知しています。

この計画は、本町が将来にわたって持続可能で活力ある地域をつくるため

に具体的な施策を示すものであり、喫緊の課題である人口減少対策に対し、今後町として重点的に取り組むためにも、大変重要な計画の一つであると考えます。

そこで質問します。

①「第２期地域創生計画」の四つの基本目標について、その達成状況は。

②「第３期地域創生計画」策定のための構成メンバーと策定までのスケジュールは。

③計画に住民の意見を広く取り入れるための取組は。

④計画に新たに盛り込むテーマや重点施策などはあるのか。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 寺井社会教育課長。

社会教育課長（寺井佳孝） 脇本議員のご質問にお答えいたします。

１点目のプロバスケットボールチームとの連携についてであります。一つ目の「NEKONOTE PROJECT」の取組内容につきましては、プロバスケットチームである京都ハンナリーズが行う、子どもたちの触れ合いや環境保全活動、社会課題の解決などのホームタウン活動の総称であります。

その取組内容については、保育園や小・中学校への訪問をはじめ、地域の児童等の招待のほか、地域や行政等の祭りやイベントへの参加などに取り組まれています。

二つ目の各自治体との間での連携協定とその具体的な内容や町負担につきましては、まず、京都府内において、既に京都市が連携協定を締結されている状況であり、京都ハンナリーズにおかれましては、京都市のみならず、府内の全市町村がホームタウンとなるよう取り組まれていることから、本町といたしましても、スポーツ活動の振興の充実を図るとともに、より多くの住民の方がスポーツに親しめるきっかけにつながるものと考えており、現在、協定の締結に向けた手続を進めているところであります。

具体的な内容については、スポーツの普及と健康維持増進への貢献、青少年の健全な育成への貢献、地域活性化への貢献を目的とした活動や取組を両者が協力し合い、積極的に推進していくものとなっております。

なお、町の負担については、現在のところ年会費はないと伺っております。

三つ目の連携による本町への効果につきましては、連携協定を締結することにより、公式試合への地域の児童等の招待をはじめ、プロ選手やコーチが本町を訪問し、子どもたちと触れ合うことで、地域住民の方々がスポーツにより一層興味や関心を持ち、大きな夢や目標につながるなど、大変有意義であると考えております。

また、試合が行われるシーズン中には、ホームタウンデーとして特産品などのPRブースの設置や地域住民を招待するなども検討していただけることから、多くの住民の方がスポーツに親しめるきっかけとなり、さらに健康増進につながるとともに、バスケットボールを通した青少年の健全育成や全国的に本町のまちづくりのPR活動が発信できるなど、地域活性化にもつながるものと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 2点目の「第3期井手町地域創生計画」の内容についてであります。一つ目の「第2期地域創生計画」の四つの基本目標の達成状況につきましては、令和5年度までの状況になりますが、設定している七つの数値目標のうち、達成済みまたは達成の見込みの項目が5項目、達成率は71%であります。達成の見込みが厳しい項目は「合計特殊出生率」、「交流人口」の2項目であります。

二つ目の「第3期地域創生計画」策定のための構成メンバーにつきましては、本計画は、現在別途改定に向けた作業を進めております「井手町都市計画マスタープラン」と課題や施策で共通する点が多く、一体となって検討を進めていく必要があると考えていることから、合同による策定委員会の開催も検討しております。そのため、井手町地域創生推進会議の座長である大学教授をはじめとするまちづくりや都市計画を専門とする学識経験者のほか、商工会や町内の企業・団体等の関係者に委員として参画いただくことを考えております。

次に、策定までのスケジュールにつきましては、本年2月に発送いたしました「将来のまちづくりに向けた町民アンケート調査」の調査結果を3月中に集計し、令和7年度の早い時期に、その調査結果と令和6年度までの基本目標の達成状況を踏まえながら、今後の計画の方向性や具体的な施策等について、策定委員会等において検討してまいりたいと考えております。

三つ目の計画に住民の意見を広く取り入れるための取組につきましては、先ほど申し上げましたアンケート調査の結果を計画内容に反映するほか、計画案についてのパブリックコメントを実施し、地域住民の皆様の意見を取り入れられるようにしてまいりたいと考えております。

四つ目の計画に新たに盛り込むテーマや重点施策につきましては、これまで充実に努めてまいりました本町の子育て・教育環境のよさを定住人口の増加につなげられるよう、新たな移住・定住促進対策について検討してまいりたいと考えております。また、各観光施設の来場者数がコロナ禍を経て伸び悩んでいる状況にありますので、第2期計画期間中に開業しました「テオテラスいで」をはじめ、まちづくりセンター椿坂や大正池グリーンパークなど、本町の観光資源を有効に活用しながら、町内の周遊観光をさらに促進していくような施策についても検討してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 再質問ではなく、要望としてお伝えさせてもらいたいと思います。

まず、プロバスケットボールにつきましては、本町にとってバスケットボールは、他の府内の自治体よりもゆかりの深い競技だと私は感じております。全国的にも地域とプロスポーツとの連携を積極的に行って、そのまちを聖地化する、ブランディング化することで、地域活性化に成功している事例などもございます。今回の京都ハンナリーズとの連携協定は府内全体の活動地域とされると聞いておりますが、その中でも積極的に本町として町を挙げて活動することで、「バスケットのまち」というふうな形で町の活性化をすることも一つの方法だと思いますので、要望しておきます。

2点目の地域創生の計画につきましては、次期の計画期間、この5年間は、まさに一部の専門家には、人口減少を食い止めるための最後の期間と言われるぐらい切実な期間だという報道もあります。人口減少対策だけがまちづくり対策ではないと思いますが、政府としても少子化対策について経済支援等を本格化しております。本町としても本当に子育て支援のまちづくりとしてしっかりとされておりますが、まだまだこういった子育て支援を充実して、このまちづくり計画が実現できるように引き続き取り組んでいただきますよ

うに要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（奥田俊夫） この際、暫時休憩します。１１時１０分まで。

休憩 午前１１時００分

再開 午前１１時１０分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

谷田健治議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

２番（谷田健治） ２番、谷田健治です。

質問に先立ち、このたびの大船渡市の山火事災害によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、負傷された方をはじめ、被害に遭われた全ての方にお見舞い申し上げます。また、昼夜にわたり消火活動に取り組まれた消防関係者の皆様方をはじめ、関係者の皆様のご苦勞に感謝申し上げ、質問に入ります。

まず、第１番目の「地域防災計画」、災害時における避難所の生活環境、必要物資の備蓄について質問いたします。

災害対策基本法は、全ての自治体に地域防災計画策定努力の義務を課しています。この地域防災計画には、地震、風水害など大規模災害の被害想定に基づいて、「水」「食料」「衛生用品」など必需物資の備蓄、指定避難所の場所と開設基準、運営等が定められています。被害想定が過少で想定を上回る災害が起きれば、食料や避難所等の不足により、住民の命が危険にさらされます。自治体には、どのような内容の被害想定を持ち、被害に備えているかが問われています。

内閣府は、昨年１２月１３日に能登半島地震を教訓として、「自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドライン」を改訂しました。今回の改訂では、「２０人に一つのトイレ」「男性用トイレと女性用トイレの比率は１対３」「５０人に１か所の入浴施設」「間仕切りを用意し、１人当たり最低３．５平方メートルの居住スペース」「トイレカーの確保」「温かい食事の提供」など、避難所が確保すべき生活環境を示した国際的な指標「スフィア基準」への対応を盛り込みました。これまで国際基準は参考扱いでしたが、指針改定で「避難所の質向上の指標」と位置づけました。

また、内閣府は避難所の生活環境の確保に必要な災害用物資・機材等の備

蓄を促すために、各自治体の備蓄状況を調査し、1月9日に公表しております。

さらに国は、昨年12月に2024年度補正予算で新設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」の取扱いについて、各自治体に事務連絡を行いました。その内容は予算額1,000億円、補助率2分の1で、市町村の交付上限額は4,000万円、対象は地方公共団体としています。既に全国の40道府県、630市区町村が交付申請のために国との事前相談に参加しており、24年度補正予算で盛り込まれた新交付金1,000億円のうち約100億円の範囲で、この3月下旬には支給される予定であります。

以上の点を踏まえ、「地域防災計画」「避難所の生活環境」「必要な災害用物資・機材等の備蓄」について、以下質問します。

①町防災会議において、「地域防災計画」の修正等が行われていますか。直近の防災会議はいつ開催されましたか。直近の「地域防災計画」が修正されたのはいつですか。修正された内容について伺います。

②「地域防災計画」では、地震による被害が最大どの程度になると想定していますか。

③地震による最大被害時に、避難所が確保すべき生活環境の確保に必要な災害用物資・機材等の備蓄は必要分確保されていますか。（水、食料、乳児用のミルク、簡易トイレ、トイレットペーパー生理用品、毛布、段ボールベッド、パーティションなど）

④「避難所に関する取組指針・ガイドライン」の改訂に伴い、避難所が確保すべき生活環境を示した「スフィア基準」を指標にした「地域防災計画」の見直しを行うべきであると考えますが、その認識について伺います。

⑤「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急型整備）」に町として申請をいたしましたか。

⑥国は自治体に対して「備蓄の点検」を言い始めました。地方向け防災・安全予算の抜本的増額を京都府や国に要求すべきではありませんか。

次に、2番目の質問です。PFAS（有機フッ素化合物）への対策について質問いたします。

有機フッ素化合物（PFAS）の一つであるPFOSやPFOAについては、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約で規制対象とされ、2

023年12月1日には、世界保健機関（WHO）の国際がん研究機関（IARC）がPFOAの発がん性分類を「可能性がある」から2段階引き上げ「発がん性がある」とし、PFOSは「可能性がある」とするなど、その有害性が指摘されています。

これまでに国内各地の河川や水道水からも、暫定目標値の50ナノグラムパーリットルを超えるPFASが検出されています。健康被害や農産物への風評被害が引き起こされる不安も高まっています。汚染が広がる中、環境省の有識者委員会は、「暫定目標値」を水道法上の「水質基準」に引き上げ、状況の監視と迅速な対応を義務づける方針を2月6日了承し、2026年4月の実施を目指しています。これにより水質検査（3か月に1回）が義務化されますが、「基準値」が今の「暫定目標値」の50ナノグラムパーリットルのままでは、アメリカ（4ナノグラムパーリットル）やドイツ（20ナノグラムパーリットル）と比べて大きな開きがあり、十分とは言えません。

次の5点について質問します。

①我が国のPFOS・PFOAに対する規制状況はどうなっていますか。

②町内の三つの水源地で実施している水質検査の詳細と検査結果の分析についての認識を問います。

③河川の水質検査の項目にPFASは入っていませんが、近隣自治体の河川からは暫定目標値を超えるPFASが検出されています。本町でも河川の水質検査の項目にPFASを入れるべきではないですか。

④年1回実施している水道水のPFAS検査の回数を増やすべきではないでしょうか。

⑤住民の命と健康を守るために、PFAS規制とその対策を抜本的に強化するよう京都府や国に求めるべきではないですか。

質問は以上です。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） 谷田健治議員のご質問にお答えします。

1点目の「地域防災計画」、災害時における避難所の生活環境、必要物資の備蓄についてであります。一つ目の「地域防災計画」の修正等につきましては、まず、本町防災会議の直近の開催につきましては、令和4年3月であ

ります。その修正内容につきましては、避難情報のレベル4「避難勧告・難指示」を「避難指示」に、また、国の防災基本計画や京都府地域防災計画等の改正に伴う時点修正等であります。なお、現在、安心・安全推進課設置等の組織改編の修正を行うほか、国や京都府地域防災計画との整合を図るため、府へ意見照会しており、3月に本町防災会議を開催する予定としております。

二つ目の「地域防災計画」での地震による最大被害想定につきましては、平成20年公表の京都府の被害想定調査において、本町で最も大きな被害が想定されているのは奈良盆地東縁断層帯地震であり、人的被害は死者数78名、負傷者数460名、建物被害は全壊棟数1,739棟、半壊棟数1,618棟、焼失建物数329棟となっております。

なお、先日2月28日に、京都府において被害想定見直しの結果が示されましたので、市町村ごとの詳細な情報が公表され次第、時点修正を行ってまいりたいと考えております。

三つ目の災害用物資・機材等の備蓄が必要分確保されているのかにつきましては、従前より申し上げておりますとおり、京都府の公的備蓄等に係る基本的な考え方にに基づき、重点備蓄品目の食料、飲料水、毛布等防寒用具、簡易トイレ、おむつ、女性用衛生用品などにつきましては必要数確保しており、重点品目以外の生活物資の確保についても一定確保していることに加え、各企業や団体などと災害時における物資調達等の協定に基づき対応することとしております。

四つ目の避難所の生活環境の基準を示した「スフィア基準」を指標にした「地域防災計画」の見直しの考えにつきましては、これまでから国や府の防災計画等と整合性等を確保するため、府の意見など伺いながら地域防災計画の見直しや修正を行っており、今後もこれまで同様に対応してまいりたいと考えております。

五つ目の「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」の申請につきましては、令和7年度当初予算において災害時の避難所生活の充実を図るため、当該交付金を活用しながら、簡易ベッド、パーティションテントについて整備すべく、所要額を計上いたしております。

六つ目の防災・安全予算の抜本的増額の府や国への要望につきましては、毎年、本町においても、また京都府町村会においても、防災関係を含めた予算の確保や国・府の支援等について要望活動を行っております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 2点目のP F A Sへの対策についてであります  
が、一つ目のP F O S・P F O Aの国の規制状況につきましては、「化学物質  
の審査及び製造等の規制に関する法律」により、P F O Sは平成22年4月  
1日以降、製造または輸入の原則禁止、使用等が規制されており、P F O A  
については令和3年10月22日以降、同様の規制がされていると承知して  
おります。

三つ目の河川の水質検査の項目にP F A Sを入れることにつきましては、  
まず、京都府において、府民の生活環境の保全と水資源の適切な利用のため、  
現在、河川や地下水のP F A Sも含めた水質検査を定期的の実施されており、  
その結果を府ホームページや広報誌などで公表されております。

なお、P F A Sに関する水質調査を独自に実施している自治体もあること  
は承知しておりますが、その義務はないことから、現在のところ町内河川の  
水質検査の項目にP F A Sを入れることは考えておりません。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） 二つ目の町内三つの水源地で実施している水質  
検査の詳細と検査結果の分析につきましては、まず、水道水については水道  
法及び水質基準に関する省令に基づく水質検査を行い、その結果を公表して  
おります。また、水源地の水、いわゆる原水については水道法において明確  
な規定はございませんが、本町では独自に原水の水質に異常がないかを確認  
するため、水質検査計画に基づき、井手地区については第1・第2水源地、  
多賀地区については多賀浄水場において年に2回、40項目の水質基準等の  
検査をしており、全ての項目において基準を下回っております。さらに、年  
に1回、P F A Sの検査をしており、いずれも国の暫定目標値を下回ってお  
ります。

四つ目の年1回実施している水道水のP F A S検査の回数を増やすことに  
つきましては、水質管理目標設定項目に示されているP F A Sについては、  
現在のところ検査義務がないこと、また、水質検査の結果において、いずれ  
の水源地も国の暫定目標値を下回っておりますので、現時点において検査回  
数を増やすことは考えておりません。

五つ目のP F A S規制と対策を強化するよう京都府や国に求めることにつきましては、現在、環境省の専門家会議等において、国内外の最新の科学的知見等の収集・評価が行われ、これらを踏まえた科学的根拠に基づき、環境中への流出防止の徹底や水質の暫定目標値の取扱いの検討などの議論が進められております。京都府においては、P F A Sが科学的根拠に基づいた対策が取れない現状を踏まえ、測定手法の確立や評価手法の設定など、統一的な対応策について国へ要望されていると伺っております。

本町といたしましては、国の専門家会議等の動向を注視していくとともに、直近の動きとして、検査回数や方法、水道法改正の施行時期などが検討されていることは承知しており、施行された際には適切に対応してまいりたいと考えております。

また、京都府が実施する河川や地下水の水質検査等に関しては、情報共有と連携・協力を努めるとともに、本町での対応が必要となった場合には府の指導を仰ぎながら取り組んでまいりたいと考えております。

なお、こうしたP F A Sに関する報道等が最近増えてきていることもあり、今月10日に発行する「広報いで」3月号で、P F O S・P F O Aに関する基礎的な事項についての情報提供を掲載することとしております。

いずれにいたしましても、京都府と連携しながら、地域住民の安心・安全を最優先に考え、適切に対応してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 再質問です。

まず、1点目の地域防災に関わるところで、地域防災計画、令和4年3月に中身を変えているという部分があるんですが、私も今日ここに持っていますが、地域防災計画、非常に分厚いものです。先ほど変えた中身は分かったんですが、井手町の地域防災計画の第1章の計画の方針、第3節、計画の修正というところがあるんです。この中にあります。そこでは、毎年検討を加えるとなっています。それから、必要があると認めるときはこれを修正する。町独自に必要なときですね。それから各機関、各機関というのは町のいろんな課ですね、課の課長が委員として入っているわけですから。関係ある事項について、町防災会議までに計画修正を提出するとなっているんです。

これはかなり以前につくられて、ずっと見ましたら、東日本大震災の項目が出てきますから、それ以降、変えないといけないことがたくさんあるんです、私、素人で見ても。そういう意味では、変えているとおっしゃるんですが、基本計画にのっとり方法で変えておられるんでしょうか、おられてないんでしょうか。今私が申しあげました毎年検討しているなど、そういうこと、それが1点目です。

それから、そういう意味では直さないといけないことがあると思いますから、早急に規則にのっとり防災会議を開いていただきたい。防災会議の会長は西島町長です。ただ、これを見たら、まだ名前が前町長になっています。そういう意味では、この地域計画をもっとしっかり見直していただきたいと思いますが、答弁願います。

それから、先ほどの中で地震ですね。一般には南海トラフ、南海トラフと言っているんですが、間もなく起こるという意味ではそっちの方ですが、先ほど課長が答弁されたように、実は奈良盆地東縁断層帯、その地震が一番井手町では被害が大きく想定されています。先ほどの被害でも家屋などおっしゃったんですけども、避難者も結構出るということです。

それで、2点目の質問は、十分に備蓄している、必要なものは連携して運んでもらうんだという話でしたが、先ほど言いました1月9日に内閣府が発表したその数値で言いますと、井手町の備蓄状況、これは井手町が報告しているものですね。水2リットルが700本、アルファ米3,000個、粉ミルクなど乳幼児のものはありません。携帯トイレ740回分、生理用品1,104枚、大人用のおむつ554枚、子ども用のおむつ1,252枚、毛布2,620枚。これが内閣府に井手町が報告した数です。これはホームページに出ています。仮設トイレについては14棟、マンホールトイレ3棟です。一旦地震が起こったら、今言われているのは、3日間自力で自治体が頑張らないといけないわけですよ。熊本地震では、3日間というのが基準だったという報道もされていますし、地域によっては1か月届かなかったと。インフラが駄目になりますから、水道などね。水2リットル700本、これ、本当かなと私は思うんですが、こういう状況で十分だと言えるんでしょうか。その数との関係で認識を伺います。

それから避難所のガイドライン、国や府と連携しながらとおっしゃっているんですが、井手小の避難所はホームページに出ています。この地域防災計

画に出ているんですが、非常に古いです。例えば多賀小学校、体育館は以前の体育館なんです。多賀小の体育館は1994年、29年前に建て替えられていると思うんですが、その体育館の基準でここに収容できる人数を出しています。井手小の体育館もそうです。それから、山吹ふれあいセンターがなっていました、これは地域防災計画の中では古い面積になっています。

ホームページはどうなっているか調べたんです。ホームページを調べますと、多賀小学校と井手小学校は古いままです。それから山吹ふれあいセンターは、ここだけが新しく変わっています。ですから、ここだけ変えているんですけども、多賀小学校や井手小はそのままになっているんですよ。広がっています。教育委員会にも広さを確認しに行ったわけですけども、そういう意味では、「スフィア基準」は3.5平方メートル、これを計算して割りしました。広さを人数で割ったら1人あたりが出るんですね。そうすると、大体1.6平方メートルで見事にそろいます。多分1.6平方メートルで割って、逆にその避難所の収容人数を出した表だとうかがえるわけですね。

1.6というのはかなり狭いですよ。今、国はスフィア基準でやろうと言っているんですから、ここもやっぱり防災計画で直さないといけないと思うんですね。古いところがいっぱいありますから見直していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

それから、あと、PFASのことについて伺いたいんですが、町内の水源地で年1回、PFASですね、PFOAとPFOS両方混ざった状態の検査をされているんですが、結果で言いますと、やっぱりゼロではないんですよ。直近の令和6年度の10月の検査では、井手の第1水源は5未満、ナノグラムパーリットルです。第2水源は17、多賀ですね、お墓の近くにあるんですが、ここは20ナノグラム出ています。多賀の方は、遡って言いますと、その前が10、その前が20、その前が19。だから、多賀の、井手も、深度は深いですよ、お聞きしたら100メートルぐらいから吸い上げていると。その地点からPFASが検出されているんです。そういう状況にあるということですね。

それから、京都府が公開しているんですが、ホームページで2月20日です。これはデータを持っておられるかどうか分からないんですが、京都府はどこかでPFASが発見されたら、その周辺500メートルの中で井戸の水を採取しています。今回の場合、このホームページを見ますと、5地点で採

取しているみたいです。それはどこの井戸かというのは公表されていませんが、結構かなり高いですよ。この5地点を言いますね。第1地点は160です。それから、第2地点は67、第3地点160、第4地点100、第5地点64です。

質問の一つは、この情報は共有されているのかどうか。先ほどの答弁だと連携しているというふうにおっしゃっていたんですが、府は多分していると思うんですけども。こういう状況の中で井手町の地下からも出ている。そして、深い井戸かどうか分かりませんが、そういうところも出ているんですよ。だから、国はそんなの調べなくてもいい基準と言っているか分かりませんが、やっぱり河川はすべきではないですか。京田辺市はやると出ました。PFASに対する対応、これは甘いと思うんですが、2点目に京都府との連携と、こういう数値を見てどういう認識を持たれるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、これは質問ではないんですけども、国が動いて、それがなったらやりますという認識のことは多いと思うんです。国が予算をつけたからやと思う。ところが、命と健康に関わる問題なんです。日本の公害に対しては、被害が出てからでないと動かないというのがずっと公害の流れだったんですね。今こういう状況だから、この状況を見たときに、私はやっぱり町が住民の命と暮らしを守る、そういう意味ではこのPFASの問題、いいかげんしたらいけないと思うし、もう汚染されているではないですか、出るということは、あちこちで。これは飲み水の問題であると同時に、地下水は農業用水にも使われています。ですから、早急に調べて、きちっとした対応をすべきだというふうに思います。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず一つ目の地域防災計画の修正の関係でございますけれども、こちらの修正につきましては毎年度検討しておりまして、防災会議を開く際に委員の皆様にご集まっていただき、また費用もかかるということもありますし、必要に応じて改正にするかどうかの検討をしておりまして、大きな項目があるときに改正を行っております。今年度につきましてもその部分が必要だという

ことで、3月に防災会議を開き、修正を行う予定でございます。

二つ目、三つ目の備蓄であったり広さの関係につきましては、京都府の方の見直しも検討されているということもありますので、答弁でも申しましたように、京都府の見直し等に基づきまして、井手町の方の備蓄物資なり広さの基準についても見直しの方を検討していくところと考えております。

また、ホームページの情報につきましては、ご指摘のありましたとおり、古いものについては修正してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 関西参与。

参与(関西浩二) P F A Sの対応でございます。先ほど京都府の地下水調査の件でご指摘がございました。京都府においては、河川の常時監視や地下水の水質検査、毎年実施されているということは承知しておりますし、その結果を府のホームページで公表されていることも承知しております。

今回、多賀地区でということでご指摘がありましたけれども、この件につきましては府の方から、いわゆる多賀地区での井戸の位置等の情報を提供してほしいという依頼がございましたので、町の方で把握している井戸の場所、どなたのところにあるかというような情報を提供させていただきました。その後、京都府の方で検査をされて、検査結果についても私どもの方にご報告は頂いております。その結果につきましては、先ほども申しましたように府の方で公表するという事も聞いておりましたので、既に今ご案内のようにホームページで公表されております。この内容は私どもも承知しております。

実は、その結果を私どもの方に報告があったときに、私と担当の課長とで山城北保健所の方へお伺いしまして、まずは詳しい内容を聞きに行かせていただきました。我々としてもどういうふうな対応を取ったらよいのかということで保健所の方とも相談をしたんですが、いかんせん我々にはP F A Sに関する知識がまだ十分ではございませんが、保健所の方からはしっかりとP F A Sについて理解をして適切な対応をするようにということで、我々としては引き続き情報共有をお願いするとともに、井手町としてやるべきことについて指導をしていただきたいというようなことで申入れをしてきております。

それと、先ほどの暫定目標値を超過した井戸があるということでしたけれ

ども、保健所の方から井戸の持ち主の方へ個々に電話、それと文章でその結果をお知らせされております。特に飲用を避けていただきたいというようなことを伝えられたというふうに聞いております。いずれにしても地下水のこの調査は、まだ継続的に続けられるというふうに伺っておりますので、引き続き、京都府からいろいろ協力が求められましたら協力していきますし、情報共有をしていきたいと思っております。

それと、もう一つ、P F A Sに関する町の対応方針的なことをお聞きだと思います。議員がご指摘のとおり、まだ十分な科学的知見がない中で、今、国の方で専門家会議、議論が進められております。まずは私どもとしましては、国や府のこうした動きを敏感に把握することが第一というふうに考えております。

それと、国の方からはP F O A・P F O Sに関する対応の手引というようなものも出されておまして、それを見ていると、まずは飲用による暴露の防止を徹底すべきだというようなことが書いております。特に水道水については注意が必要かなと考えておまして、現在も原水の行っております監視を継続して進めていきたいと思っておりますし、先ほど議員がご指摘ありましたように、来年4月から水道の水質基準が見直しに向けて、今パブリックコメントがされております。ということですので、4月からはそういうことになっていくと思いますので、今は、現状は年1回の監視になりますけれども、基準が変われば、それに合わせた形で適切に対応していくというふうに考えております。

いずれにしましても、我々としては国の動きを注視するとともに、府にいろいろとアドバイスを求めながら対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 質問を一つ飛ばしておりましたので伺います。町内の水源地ですね、そこで先ほどのP F A Sの数値をホームページでも公表しているんですね。前、課長とも話した中で、P F A Sは1万種類以上あるわけですね。その中で発がん性といったらP F O SとP F O Aなんです。これを大

体足して出しているわけですから、それぞれの構成数値はやっぱり把握すべきだというふうに思います。これはどこが原因か追求していく上でかなり重要な数値ですので、それは今後調査するときに把握できるように水質調査をしていただきたいと思います。答弁願います。

それと、川の水ですけども、原因は、いわゆる産業廃棄物や泡消火器を使ったり、そういうのがあって、産業廃棄物の場合は非常にたくさんのP F A Sを使った製品があったわけです、焦げつかないフライパンなどいろいろね。活性炭が捨てられたり、そういうものが原因になっています。ですから、川を調べるというのも、非常に町内の状況を知る上で、国の基準ではないか知らないけども、町独自としてそれはやるべきではないでしょうか。それを強く求めたいと思います。それについても答弁願います。

質問は以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 関西 参与。

参与（関西浩二） 先ほどご指摘がありましたように、P F A Sにつきましては合算値で公表されている。これはいろいろな機関が公表されているのもそのようになっているというのは承知しております。府のホームページを見ていると、ご指摘のように、それぞれの数値を公表しているという事例もありますので、本町としましても府の方とも相談しながら、どのような形で皆様にお知らせしていったらいいかというのは考えていきたいと思います。

それと、町内の河川ですが、町内の河川につきましては水質検査を実施しております。P F A Sに限らず、水銀などいろんな有害物質がございますので、これは継続して行っております。特にP F A Sに関しまして、現在のところ調査の考えはないんですが、これから国の動きがどのようになるかということも見極めながら、やはり費用的な面もありますので、そういうのを含めて、これは今後の課題と考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 次に、小割直彦議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 小割直彦議員。

4 番（小割直彦） 4 番、小割直彦です。

議長より発言の許可を頂きましたので、通告に基づき一般質問をさせてい

たきます。

大きく1点ですけども、住宅リフォーム補助制度の導入についてということで、現在、本町では、転出の増加や高齢化の進展によって人口減少が続いており、それに伴い、空き家や老朽化した住宅が増加しています。

一方で、結婚や出産を機に、自然豊かな本町で暮らしたい、実家で暮らしたいと思う若者世代が、住環境に係る経済的な負担が理由で、移住・定住を断念してしまうケースもあると耳にします。

本町の人口減少を食い止め、子育て支援をさらに進める上では、空き家に対する支援ではなく、住宅リフォームに対する支援も非常に効果的だと考えます。

国や、全国の自治体では、定住・移住や既存住宅の流通促進を目的に、子育て世帯のリフォーム工事に対する補助を行い、人口減少対策に取り組んでおられます。

また、国土交通省のデータによると、日本の住宅の平均寿命は約30年とされていますが、町内で築30年以上が経過している住宅は少なくないのではないかと思います。

令和2年3月に策定された「井手町空家等対策計画」のうち、「空き家実態調査」のアンケート調査では、「一部破損等があるが、小規模な修繕をすれば移住または利用できる状態にある」という回答が最も多く、また、「所有者に対して必要な支援や要望について」は、「改修・解体費用に対して支援してほしい」といった調査結果が出ております。

この結果を踏まえた上で、今後町内でますます老朽化した住宅が増えることも懸念されることから、住宅リフォームに対する補助制度について具体的に検討を進めるべきではないかと考えます。

そこでお尋ねいたします。

①住宅リフォームに対する支援が若者世代の移住・定住促進や子育て世帯の住環境改善に与える影響について、町はどのように考えているのか。

②住宅リフォームに対する補助制度の導入について、町の考えは。

③補助制度の導入に当たっては、国や京都府など、何か有効な財源はないのかということで、以上、質問をさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 小割議員のご質問にお答えいたします。

住宅リフォーム補助制度の導入についてであります。一つ目の住宅リフォームに対する支援が若者世代の移住・定住促進や子育て世帯の住環境改善に与える影響についての町の考えにつきましては、経済的不安がある若年層や子育て世帯にとって、家計において大きな割合を占める住居費用は悩みの一つであり、住宅リフォームを含めた住居に関する費用への支援は、住環境改善や移住を検討する上で、一定の後押しになるものと考えております。

二つ目の住居リフォームに対する補助制度の導入についての町の考えにつきましては、本町では、平成28年度から空き家の利活用を促進するため、空き家バンクに登録された物件の残存家財の撤去やハウスクリーニング、利活用に必要な最低限の修繕に要する経費を1件当たり50万円まで補助する制度を実施しており、これまで50件の利用実績があります。当該事業の申請時や、令和5年度に開設した移住・定住相談窓口においても、新築やリフォームの費用助成に関する問合せもあり、今後、移住・定住促進対策を推進していく上で、より一層充実した支援の検討が必要であると認識しております。

なお、内閣官房等が移住希望者向けに行った調査のレポートによりますと、移住先で望む支援制度については、議員がご指摘の住宅リフォームの費用補助をはじめ、引っ越し費用の補助、住宅購入費の補助、一定期間の家賃補助などが挙がっており、多様なニーズがうかがえるところであります。このような状況を踏まえ、本町といたしましては、令和7年度に改定を予定しております地域創生計画の検討の場などを活用して、移住・定住促進対策の一つとして、効果的な支援の在り方についても議論してまいりたいと考えております。

三つ目の補助制度の導入に当たっての有効な財源につきましては、国や京都府において移住者の住居費用支援を行う補助制度がありますが、いずれも町の負担も生じることから、限られた財源の中で子育て支援制度や空き家対策などを含めてどのような支援が効果があるのか、今後も十分に検討してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 小割直彦議員。

4 番（小割直彦） ありがとうございます。

リフォームといいましても大規模なものから小規模なものがありますけども、資金的なもので年齢制限、限度額というのがあると思うんですけども、今、国や京都府でどのような補助制度があるのかお伺いします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） ご質問にお答えいたします。

国や府の補助制度の一例をご紹介しますと、国の方では、子ども家庭庁の方に結婚新生活支援事業というのがございまして、世帯所得が500万円未満の世帯の婚姻に伴う住宅の取得費用やリフォーム費用を、夫婦ともに39歳以下の場合は30万円、夫婦ともに29歳以下の場合は60万円を上限として、市町村が補助を行う場合に国から3分の2の補助を受けることができる制度がございます。

また、府の方では、京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例で、移住促進特別区域を指定している市町村が180万円を上限として、空き家バンクの登録物件の空き家を売買・賃貸する方に補助する場合、府から2分の1の補助を受けることができる制度がございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問はございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 小割直彦議員。

4 番（小割直彦） 要望でございますけども、住み続けていける家、住み続けてよかった町になるよう、今後、井手町独自の住宅リフォーム補助というのをぜひとも検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（奥田俊夫） 田中保美議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 田中保美議員。

5 番（田中保美） 5 番、田中保美です。

それでは、私の方から通告いたしました2点について質問させていただきます。

まず1点目ではありますが、玉川堤の自然環境を活かしたまちづくりについてであります。

「町勢要覧」の「守り続けたい、自然環境」のページでは、日本六玉川の一つで「平成の名水百選」に選ばれた玉川が紹介され、約500本の桜並木が井手町の春を彩り、桜の後はヤマブキが黄金色に染まると記載されています。

玉川沿いに咲くヤマブキは玉川とともに多くの歌に詠まれるなど、町を代表する本町にゆかりの深い花となっております。

これから、本町が豊かな自然と利便性・快適性とをPRしながら、魅力あるまちづくりを進めるためには、これらの自然環境を生かした観光面での取組が大変重要になってくると考えます。

そこで、次のことについて質問します。

①現在、井手の玉川堤にヤマブキはどの程度植えられていますか。

②近年では、以前に比べヤマブキが少なくなっているように見受けられますが、玉川堤に追加でヤマブキを植樹する考えはありますか。

③本町の豊かな自然環境を将来に向けてどのようにして守り育て、観光面で活かしていく考えか、お聞かせください。

そして、2点目ではありますが、「山城たけのこ」の産地である本町の竹林整備についてであります。

本町は、全国的にも名高い「山城たけのこ」の産地で、黄金色に輝く皮に包まれた身は甘みがあり、えぐみがなく、あくも少ないため、取りたてであれば刺身として食べられるほどです。

本町では、「ふるさと納税」の返礼品にも「朝掘りたけのこ」をはじめ、つくだ煮や缶詰などが登録されておりますが、収穫のシーズンである春には、このすばらしいタケノコを求めに来られる方が後を絶ちません。

しかし、過去の一般質問でも取り上げられた放置竹林の問題が深刻となっており、その際の答弁では、「対象となる調査がないことから、正確な面積を把握していない」との回答でしたが、手入れが行き届かない荒れた竹林は、管理された森林への侵入や土地周辺へ様々な影響を引き起こすことから、多方面から対策を行っていく必要があると考えます。

そこで、次のことについて質問します。

①現在、本町のタケノコの出荷量はどの程度か。

②過去の一般質問では、「放置竹林への対策等について検討を進めてまいりたい」との答弁でしたが、その後、放置竹林に対する対策はどのように進められているのか。

③竹林の利用促進や放置竹林の解消、タケノコ等の出荷数量の増加を図るために、「竹林バンク」制度を導入されている自治体もあると聞きますが、この制度の導入も含め、今後の竹林整備に対する本町の考えは。

以上の質問の回答をよろしくお願いいたします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 田中議員のご質問にお答えいたします。

1点目の玉川堤の自然環境を生かしたまちづくりについてであります、一つ目の現在、井手の玉川堤にヤマブキがどの程度植えられているかにつきましては、過去、平成21、22年度に地元の関係団体「玉川の名水を守る会」により、橋本橋上流から合藪までの区間に約4,200株のヤマブキ吹が植樹されたと承知しております。

二つ目の玉川堤に追加で植樹する本町の考えにつきましては、現在のところ本町において計画はなく、また、関係団体などからもヤマブキ等の植樹をするといったお話は伺っておりませんが、日本六玉川の一つに数えられる井手町の玉川は、豊かな自然と歴史が調和する魅力あふれる川であり、堤に咲くヤマブキや桜並木なども合わせて、本町にとって貴重な観光資源であります。

今後、こうした玉川の魅力をさらに高め、活用していく方策について、河川管理上の観点や日常的な維持管理等の在り方も含めて、河川管理者である京都府及び地元の関係団体などの意見もお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

2点目の「山城たけのこ」の産地である本町の竹林整備についてであります、一つ目の本町のタケノコの出荷量につきましては、JA京都やましろの取扱い分をお聞きしますと、例年50トン程度とのことであります。

二つ目の放置竹林に対する現在の対策につきましては、竹林となっている農地や山林は、原則、土地所有者が管理するものでありますが、放置竹林は周辺の農地等へ浸食するなど様々な影響があることから、本町では竹林の所

有者やタケノコの生産者への支援として、タケノコの生産・販売の促進につながるよう、ふるさと納税の返礼品とすることや特産品開発を目的としたワークショップ、講習会の開催などを行っております。

さらに、NPO等において放置竹林の再生・活用につながる活動として、竹林の間伐作業や竹林整備後、他の農産物栽培への転換などに取り組んでいただいております、本町も会員である綴喜林業振興会から助成されているところであります。

三つ目の今後の竹林整備に対する本町の考え方につきましては、竹林については、原則、土地所有者が適切に管理するべきものと考えており、これまでから放置されている竹林により、隣接している土地の所有者等から改善するよう要望があった場合には、当該竹林の所有者に対し適正に管理されるよう指導してきたところであります。

なお、議員がご指摘の放置竹林を適正な管理となるよう貸したい方と借りたい方をマッチングさせる「竹林バンク制度」の導入につきましては、農業委員会の意見も伺いながら、先進事例などの調査も行っていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後も京都府や関係団体、地域住民等とも連携して、放置竹林への対策に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 1点目の三つ目の本町の豊かな自然環境を将来に向けてどのようにして守り育て、観光面で活かしていく考えかにつきましては、本町では、豊かな自然は貴重なまちづくりの資源として認識しており、これまでから関係団体と連携して、その維持や活用に向けた取組を進めております。

事例を紹介いたしますと、井堤保勝会におかれましては玉川堤の桜の保全のための枯れ枝等の伐採に取り組んでいただいております、また、井手町まちづくり協議会におかれましては河津桜やヤマブキの補植を行っていただいております、本町といたしましては、それらの活動に対し財政支援等を行っているところであります。

このような地道な活動をしていただくことで守り育ててきた自然が、将来

にわたって、本町の魅力・観光資源として町内外の方々を引きつけ、「さくらまつり」やウォーキングイベント等で活用いただいているものと考えておりますので、本町といたしましても、新たな魅力や観光資源としての掘り起こしも含め、多くの方々と連携・協力しながら、引き続き関係団体への支援に努めてまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 田中保美議員。

5 番（田中保美） 要望としてですが、一つ目の玉川堤については、これからも桜やヤマブキを観光の柱として、たくさんの人たちが井手の町を訪れる取組を大いに期待しております。

二つ目の「山城たけのこ」については、竹林整備をしっかりとさせていただいて、さらに魅力ある特産品になるよう、こちら也大いに期待しています。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（奥田俊夫） この際、暫時休憩します。1 時 3 0 分まで。

休憩 午後 0 時 0 8 分

再開 午後 1 時 2 7 分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

9 番（岡田久雄） 9 番、岡田久雄でございます。

事前に通告しております大きく 2 点について、質問を行います。

まず最初に、本町における総合的な防災対策について質問をいたします。

本年 1 月 1 7 日、観測史上初めて震度 7 を記録し、6, 4 3 4 人の死者を出した阪神・淡路大震災の発生から 3 0 年を迎えました。犠牲者の約 8 割が家屋倒壊などによる圧死や窒息死だったことで、建物等の耐震化の重要性や行政の初動対応などの課題が顕在化し、国による関連の法制度や仕組みが整備される契機となりました。

一方で、国民の防災意識について、内閣府の「防災に関する世論調査」では、自然災害への対処などを家族や身近な人と話し合ったことがある人は約 6 割にとどまっています。

防災対策の３要素には、「自助・共助・公助」がありますが、これまでの災害の教訓では、一たび大規模かつ広域で災害が起これば、行政機能が麻痺するなど「公助の限界」が明らかとなっています。

そのため、いつ発生するか分からない災害に対しては、地域で支え合う「自助・共助」が大切であり、日頃から住民一人一人が「災害は人ごと」と思わず、地域コミュニティにおいて防災活動の体制づくりを行うなど、「ソフトパワー」を効果的に活用していくことが大変重要ではないかと考えます。

そこで、次のことについて質問をいたします。

①地域コミュニティ内での防災対策では、例えば各区などの自主防災組織が事前に何を準備するか、災害時にどう動くかなど、住民が自発的に立てる「地区防災計画」の策定について、行政が積極的に後押しすべきと考えますが、本町の考えをお聞かせください。

②保育園で地震が起きた際の園児への対応や保護者との連携などについて、マニュアル等は作成されているのか。また、園児がけがをしないように、防災頭巾等の備蓄品は何か準備されているのか。

③小・中学校での避難訓練の実施状況は。また、「防災ゲーム」や「防災ノート」などの教材や外部講師を活用するなどの防災教育を行っておられる学校もあるとお聞きしますが、本町における防災教育の取組状況は。

④令和６年度予算の審議の際には、水害と地震時に活用できる最新の避難情報等を１冊にまとめたハザードマップ更新の話がありましたが、現在の進捗状況をお聞きします。

⑤令和５年６月定例会の一般質問では、「災害時コミュニケーション支援ボード」や「ファーストミッションボックス」、「防災手帳」や「防災ハンドブック」の導入・配布についてお尋ねしましたが、現在の導入・検討の状況についてお聞きします。

次に、「傘の滴取り」機器の設置について質問します。

他自治体の広報誌を見ておりますと、雨天の際、庁舎の出入口にビニールの傘袋の代わりに「傘の滴取り」機器を設置し、プラスチックごみやコストの削減につなげる取組が紹介されていました。

本町の庁舎出入口を見ても傘立てが設置されていますが、傘立てを利用せずにぬれた傘を庁舎内に持ち込まれた場合、庁舎の床がぬれてしまい、滑って転倒する危険性があるのではないかと思います。そのため、住民を思

いやる優しい役場庁舎として、また、来庁される方々の危険防止の観点からも、庁舎出入口に「傘の滴取り」機器を設置してはどうかと考えますが、本町の考えをお聞かせください。

以上です。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） 岡田議員のご質問にお答えします。

1点目の本町における総合的な防災対策についてであります。一つ目の住民が自発的に立てる「地区防災計画」の策定への行政の後押しにつきましては、基本的に自主防災組織は、大規模災害時には「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の精神の下、活動していただくことから、町の防災訓練や各区の自主防災組織での訓練に参加していただき、様々な訓練を実践したり、ハザードマップや各地域のマイ防災マップの確認をしていただくなどの活動を通して、防災意識の向上や啓発につなげていただいているものと考えております。

なお、地区防災計画については、自主防災組織等地域コミュニティによる防災活動の計画であり、地域活動の理解や協力が不可欠でありますので、本町といたしましては、先進事例を確認しながら、支援策について検討してまいりたいと考えております。

四つ目のハザードマップ更新の現在の進捗状況につきましては、昨年10月に業者を選定し現在調整中でありまして、同報系防災行政無線やメール配信、LINE等による緊急情報の入手先の情報追加、庁舎移転等の避難所情報の更新などの校正について最終調整をしているところであり、年度末完成を予定しておりまして、完成後にはできるだけ速やかに各戸配布してまいりたいと考えております。

五つ目の「災害時コミュニケーション支援ボード」や「ファーストミッションボックス」、「防災手帳」や「防災ハンドブック」の現在の導入・検討状況につきましては、まず「災害時コミュニケーション支援ボード」については、幸いこれまで当該ボードを必要とする機会はありませんでしたが、避難者への支援を行うツールとして重要であると考えますので、京都府や他の自治体を参考にしながら準備してまいりたいと考えております。

また、「ファーストミッションボックス」につきましては、避難所開設時に主として開設する井手小学校、多賀小学校、玉川保育園、ふれあいセンターの4施設については、手順書とともに準備しており、「防災手帳」や「防災ハンドブック」につきましては、基本的に必要な情報を今回更新するハザードマップに掲載しておりますので、それをご活用いただければと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 二つ目の保育園で地震が起きた際の園児への対応等につきましては、町立保育園共通の「保育安全マニュアル」を作成し、その中で保育中の地震発生時の行動や職員の役割分担などを取りまとめております。

また、日頃から防災設備の自主点検を行うとともに、地震が起きた際に迅速かつ冷静に対応できるよう、園児が安心できるような言葉をかけ、落下物から身を守るため机の下に入る等、避難訓練を毎月1回実施するなど、いつ地震等が発生しても適切に対応ができるよう心がけた保育に取り組んでおります。

次に、園児がけがをしない防災頭巾などの備蓄品につきましては、防具の使用を想定している自治体もありますが、着用するタイミングや時間的なロス、耳が塞がれ視界が狭まる等の課題もあり、使用・備蓄している自治体は減少傾向にあります。

本町におきましても、まず身を守る行動を優先し、園児が「保育室では机の下に入る」、「遊戯室では室内の中央に集合し姿勢を低くする」、「揺れが収まったら速やかに園庭など安全な場所へ避難する」等の行動を迅速に取れるよう、避難時の防具の使用や備蓄は想定しておりませんが、災害時における園児の安全確保がより一層図れるよう、先進事例等の情報も収集しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 北川学校教育課参事。

学校教育課参事（北川拓男） 三つ目の本町における小・中学校での避難訓練の実施状況につきましては、各校とも地震や火災、風水害、不審者対応等のいずれかを想定した訓練を各学期に1回実施をしております。

防災教育につきましては、小学校の社会科においては、火事や自然災害か

ら安全な暮らしを守る仕組みについて学習するとともに、総合的な学習の時間において、南山城水害について地域の方から直接お話を伺い、水害の現実を知り、災害に強いまちづくりを考える機会としております。また、中学校の保健体育科においては、自然災害に備えた安全対策等について学習をしており、それに加えて避難訓練の事前指導として、実際の避難方法や注意点について学習をしております。

今後も関係機関と連携しながら、より一層充実した避難訓練並びに防災教育を継続し、児童・生徒の防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） 二点目の「雨の滴取り」機器の設置についてですが、まず、新庁舎建設検討会議において新庁舎の内装を決める際に、委員から雨によって床が滑らないかといったご意見があり、利用頻度が多い1階フロアについては、表面が汚れに強く滑らない素材のタイル仕上げに決定され、外からエントランスに入るまでのアプローチ部分も含め、現状のタイル仕上げの仕様となっております。

現在、庁舎の1階北側の正面玄関と東側入り口、南側入り口に一つずつ、合計三つの傘立てと玄関マットを設置しておりまして、先日、雨の日に1階フロアを確認したところ、風除室は少しぬれており、風除室内側の自動ドアより先の通路等はぬれていない状況でありましたが、地域住民をはじめ来庁される方々により安心してご利用いただけるよう、当該機器の利用頻度や費用対効果なども勘案しながら、検討してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

9番（岡田久雄） 本町における防災対策についてのところで、一つ質問をさせていただきたいと思います。

今、新庁舎には、マンホールトイレが3基設置されております。災害時のトイレの問題の解消にマンホールトイレは大変有効であるというふうに考えておりますので、向日市などでしたら相当多く設置がされているというふうに聞いてもおります。ぜひとも本町におきましても、本町の防災広場、また

他の公共施設等避難所になるようなところに、マンホールトイレの増設を考えていただければなというふうに思っておりますが、その点についてお聞きしますのと、もう１点ですけれども、政府では、災害地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するため、事前登録制度を検討しているということではありますが、本町においても積極的に取り組むべきではないかというふうに思いますが、本町の考えをお聞きしたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず一つ目のマンホールトイレの設置、増設の関係でございますが、議員がおっしゃるように現在、ふれあいセンターの北側に３か所ございます。新規の設置につきましては、下水道の接続が必要になってくるところもありますので、施設の構造であったり条件等を考える必要もありますので、まずは簡易トイレの充実を検討してまいりたいと考えております。

二つ目のキッチンカーであったりトイレカー等の事前登録制ということでもありますけれども、こちらについてもできる限りについてそういう制度は利用していきたいと思えますし、有事の際には国であったり府、また周辺の自治体との応援の支援の協定もございますので、その辺りも活用しながら防災対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

木村健太議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村健太議員。

１番（木村健太） １番、木村健太です。

通告に基づきまして、私の方から質問させていただきます。

大きく１点目、有王・新四郎山両グラウンドのトイレ改修について。

現在本町では、子育て支援の充実を図りながら、町独自の様々な事業に取り組んでおられます。子どもたちが伸び伸びと育つまちづくりのためには、子どもたちがスポーツに親しめる環境づくりや施設整備が重要ではないかと考えます。

そこで、町立住民グラウンドのトイレ改修について質問いたします。本町にある有王・新四郎山グラウンドは、令和５年度の実績では、使用日数で有王が１４５日、新四郎山が１４７日、利用者数で有王が８，５６５名、新四郎山が３，９４５名と、大変多くの方々に利用されている状況にあるとお聞きしております。

使用目的や年齢層についても、消防団の操法訓練をはじめ、土・日、祝日には少年野球の練習試合や町長旗争奪少年野球大会など、様々な団体の活動に利用されています。

しかし、利用されている方からは、設置されているトイレが古く、悪臭がする、くみ取り式の仮設トイレで応援に来られているお子さんや保護者、高齢者の方が利用しにくいなど、景観・衛生・利便性の面での問題が指摘されています。

なお、有王グラウンドのトイレの問題については、過去の一般質問でも尋ねられており、その際には「検討してまいりたい」との答弁でしたが、その後の検討結果はどうか、また今後、両町民グラウンドのトイレ改修の予定はあるのか、本町の考えをお伺いいたします。

大きく２点目、町内の下水道管について。

本町では、河川などの美しい自然環境を守り、住民の快適な暮らしを支えるため、日々、公共下水道の整備と適切な維持管理に努めていただいております。

そのような中、今年１月２８日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故の被害状況が日に日に広がりを見せています。

陥没の初期段階では、八潮市の交差点で道路が陥没してできた直径約１０メートル、深さ５メートルほどの穴にトラックが転落しました。陥没の原因は、下水道管の破損が原因と見られ、事故の影響で代替手段が整うまでの間、関連する流域９市３町の約１２０万人の方々に下水道の使用自粛が要請されるなど、周辺地域に多大な影響を及ぼしました。

なお、今回の陥没事故を受けて、全国の自治体でも緊急点検が実施されたとお聞きします。

状況は違えど、本町でも同様の道路陥没事故が起こらないか、住民の皆さんは大変心配されているのではないかと思います。

そこで質問します。

①今回の事故を受けて、町として調査や点検を実施されたのか。

②本町で使用されている下水道管の耐用年数は。

③本町の下水道管は、設置後何年程度経過しているのか。

④下水道管の更新計画は策定されているのか。策定されている場合、その内容は。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 寺井社会教育課長。

社会教育課長（寺井佳孝） 木村健太議員のご質問にお答えいたします。

1点目の有王・新四郎山両グラウンドのトイレ改修についてであります。議員がご指摘のとおり、令和2年3月議会の一般質問において有王グラウンドのトイレについてご質問があり、これまでの間、定期的に現状確認を行うとともに、利用者の意見を聞きつつ、必要に応じて応急的な修繕も行いながら検討を進めてきたところでありまして、その結果、令和7年度当初予算において、有王グラウンドトイレ等の改修に係る費用を計上させていただいたところであります。

具体的な改修内容については、トイレの外壁と内部の土間や天井等の改修を行うとともに、男子便所の小便器2台の設置と和式便器1台を洋式便器に、女子便所の洋式便器1台を改修する予定としております。

また、新四郎山グラウンドトイレについては、小便器1台、和式便器1台、洋式便器1台を設置している状況であり、引き続き使用状況や現状確認をするとともに、現在、国道24号城陽井手木津川バイパスがグラウンド周辺の用地に一部かかること、また工事の際、空きスペースを利用した工事ヤードを設置されると伺っておりますので、それらを十分に確認した上で、トイレ改修について検討してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） 2点目の町内の下水道管についてであります。一つ目の今回の事故を受けて、町として調査や点検を実施されたのかにつきましては、まず町内には京都府が管理されている流域下水道の本管と、そこに流入する町が管理している下水道支管が布設されております。今回の事故により、国から、流域下水道管理者が管理する晴天時1日当たり最大処理量

30万立方メートル以上の大規模な下水処理場に接続する口径2メートル以上の下水道管路について、目視などによる緊急点検を行うよう通知が出されたところではありますが、本町においては今回の緊急点検の対象となる下水道管はございません。

しかし、本町独自に1月31日から2月6日にかけ町内全域を対象として、下水道管が布設されている道路について、陥没などがないか目視での点検を行い、異常がないことを確認してきたところであります。

二つ目の本町で使用している下水道管の耐用年数につきましては、標準耐用年数は50年であります。

三つ目の本町の下水道管は、設置後何年程度経過しているのかにつきましては、本町が管理している下水道管は平成2年度に布設したものが最も古く、設置後34年が経過しております。

四つ目の下水道管の更新計画は策定されているのか、策定されている場合、その内容につきましては、本町では令和元年度にマンホール蓋やマンホール形式ポンプ場のポンプ設備、下水道管など、下水道施設の更新や修繕、改築の計画を定めた「井手町下水道ストックマネジメント計画」を策定しており、その内容については、対象施設の点検・調査の頻度や更新・改築などの判断基準などを設定しております。

なお、現行の計画が令和6年度で期間が満了となることから、現在、次期計画を策定中ではありますが、今後も引き続き、本計画の判断基準に基づき、適切な下水道施設の管理に努めてまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村健太議員。

1番（木村健太） 答弁ありがとうございます。

いずれも再質問ではなく要望としてなんですが、まず一つ目の有王・新四郎山グラウンドトイレの改修についてのうち、有王グラウンドのトイレについては、有王グラウンドトイレ等改修事業として今回の当初予算にも計上されていることで、施設を利用される方々の衛生環境が改善されるとともに景観もよくなることから、グラウンドを利用される方が大変喜ばれ、今後は利用者も増加するのではないかと思います。本当にありがとうございます。

新四郎山グラウンドトイレについては、横並びで三つある仮設トイレのう

ち一番東側の和式トイレの老朽化が進んでおり、子どもや応援に来られているお年寄りの方が大変利用しづらいとのお話をお聞きしています。ぜひトイレが継続して利用できる状態なのかを確認していただき、利用が困難な場合は改修等について前向きな検討をお願いいたします。

次に、二つ目の町内の下水道管については、耐用年数等によると、本町の下水道管は更新時期にはまだ少し余裕があるとの答弁でしたが、地面の中のことですので、住民の皆さんは大変心配されていると思います。いつ、どのようなことが原因で今回のような大事故が起こるかもしれませんので、更新計画についても必要に応じて見直しをかけていただきながら、長期的な視点に立って定期的な調査・点検に努めていただき、その優先順位に従って、今後も改築・更新事業を進めていただければと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3 番（鎌田隆宏） 3 番、鎌田隆宏です。

私の方から大きく 1 点質問いたします。消防団活動の充実についてです。

現在、人口減少は全国の自治体で問題になっており、本町の場合、町勢要覧によると、令和 6 年 1 月末現在の人口は 6, 9 8 6 人で、6 5 歳以上の年齢人口割合は 3 4. 8 %、1 5 歳から 6 4 歳の年齢人口割合は 5 6 %と、その比率は 1 対 1. 6 程度となっています。

つまり、若者や中年世代の 1. 6 人で高齢者 1 人を支える仕組みとなっております。

その結果、災害などの有事の際には、高齢者の方々を若者や中年世代がサポートしなければなりませんが、その中心である地域防災を支える消防団については、少子高齢化や若者流出などの影響もあり、団員の減少傾向に歯止めがかからず、本町だけでなく全国でも深刻な問題となっています。

そこで、次のことについてお聞きします。

①直近の消防団員数と各支部の人数、そのうち 4 5 歳未満の割合は。また、団員確保に向けた取組をお聞きします。

②消防団活動では、団員が自らの安全確保を最優先にしながらも、共通の認識を持って規律ある行動を取ることで、迅速かつ的確な対処につながりま

す。そのためにも、「消防団活動マニュアル」のようなものが必要と考えますが、本町におけるマニュアル作成などの考えは。

③消防団活動に関心を持たないことが団員数減少に影響を及ぼすのではないかと考えられるため、いつ、どこで何が起きているかなど、情報発信と情報共有が必要だと思います。他の自治体では、消防団員の携帯端末に専用のアプリを入れ、災害時に団員の迅速な情報管理・連絡・参集などに活用しておられるところもありますが、本町での導入や活用などの考えは。

④消防団には「機能別消防団」という制度があるとお聞きします。女性消防団員、OB団員、大規模災害のみに活動する分団やドローン隊など、それぞれの能力や長所を生かしながら、特定の消防団活動や時間の許す範囲で活動をされているようですが、本町で募集する考えは。

⑤消火栓ボックスや小型積載車に積まれているホースについて、年間で何本程度入れ替えておられるのか。また、ホースの劣化は年数や設置されている場所にもよりますが、入替えのための点検などはどのような方法を取られているのかお聞きします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） 鎌田議員のご質問にお答えします。

1点目の消防団活動の充実についてであります。一つ目の直近の消防団員数と各支部の人数、そのうち45歳未満の割合につきましては、2月末時点で、本部役員20名、第1分団第1部（南区）26名、第2部（北区）19名、第3部（石垣区）17名、第4部（上井手、田村新田区）18名、第5部（水無・高月区）21名、第7部（玉水区）19名、第2分団第1部（東部区）18名、第2部（西部区）9名、第3部（南部区）22名、第4部（北部区）12名の計201名であり、うち45歳未満の団員数は115名、割合は57.2％となっております。

また、団員確保に向けた取組につきましては、現在は地域を熟知されている各支部において新入団員の勧誘をしていただいているところであります。

また、本町といたしましても、毎月10日発行の「広報いで」3月号に団員募集の記事を掲載しており、今後も消防団と相談しながら団員確保の取組を実施してまいりたいと考えております。

二つ目の消防団マニュアルの作成につきましては、消防団において有事の際、規律ある行動、迅速かつ的確な対処が行えるよう、査閲訓練や操法訓練、林野火災訓練、水防訓練等を実施していただいております、こうした訓練を通して統制の取れた組織となっていると考えておりますが、消防団の組織や活動内容、出動や参集基準などが把握できるマニュアルについて、他の自治体の作成事例を参考に検討してまいりたいと考えております。

三つ目の消防団員の災害時の情報管理・連絡・参集などに活用できる専用アプリにつきましては、現在、火災等が発生した場合には消防署から、また気象警報等が発表された場合には気象庁から、安心・安全推進課に連絡が入り、その情報を消防団幹部に伝え、災害等の規模に応じ、本町と消防団幹部とが協議しながら必要な人員を決定し、参集していただいております、連絡、参集や情報伝達については、電話や移動系防災行政無線以外にもLINEアプリも活用しながら、消防団幹部から各消防団員へ迅速に伝達していただいております。

なお、昨年11月の防災訓練におきましても、無線だけではなくLINEアプリを活用し、消防団本部、各分団、各支部等の系統ごとにグループを作成しながら、指揮系統の情報伝達、被害状況報告等の訓練を実施していただいたところであります。

今後も、本町といたしましては様々な訓練を通して、情報伝達をはじめ参集など地域の安全・安心のため迅速に対応していただけるよう、消防団と連携しながら防災・減災の事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

四つ目の機能別消防団員の募集につきましては、消防団員の減少、確保対策として取り組むべき事案であると考えているところであり、現在、女性消防団員の募集に向け、活動内容や組織上の位置づけ等を検討しているところでありまして、来年度中に募集ができるよう、消防団と調整しているところであります。

また、その他の機能別消防団員の導入についても、消防団と協議してまいりたいと考えております。

五つ目のホースの入替えや点検につきましては、各支部において毎月、地区の消火栓及び消火栓ホース格納箱の点検を実施されており、目視にて確認をしていただいているところであります。

また、毎年度実施する夜間操法訓練において、全ての支部を対象に放水訓練を実施しており、その際に劣化が見受けられるホースを持参していただき、異常がないかの点検を実施しておりまして、交換の必要があるものについて入替えを行っております。

そのほかにも林野火災訓練等、ホースを使用する訓練において、使用に対し支障があるホースがあった場合には、その都度更新しているところであり、昨年度は14本、今年度では23本更新してきたところであります。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3番（鎌田隆宏） 再質問ではなく要望です。

消防団活動マニュアルのようなものがあれば、事前に何をすればよいのかということが頭に入っていればすぐに動けると思いますが、逆に、行動を縛るようなことにならないよう注意をしていただきたいと思います。

それと、機能別消防団員なんですけども、本町にも外国人の方が多数おられると思います。大学生など言葉が通じるような方を機能別消防団員に雇うということも、一つ考えていただければと思います。

以上です。

議長（奥田俊夫） 次に、日程第5、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、報告第1号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、和解及び損害賠償額の決定の件であります。

次のページをご覧ください。専決処分書であります。

和解及び損害賠償額の決定の件。

和解及び損害賠償額の決定について、別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものとする。

次のページをご覧ください。和解及び損害賠償額の決定の件でございます。

京都府綴喜郡井手町大字多賀小字西北組3番地の1先で発生した公用車の交通事故の和解及び損害賠償額の決定について、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定を行ったので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

記といたしまして、1、相手方。所有者、京都府綴喜郡井手町内在住者。運転者、京都府綴喜郡宇治田原町内在住者。

2、事故の概要。令和6年8月6日午前12時15分頃、京都府綴喜郡井手町大字多賀小字西北組3番地の1先において、公用車が直進していたところ、右方向の駐車場から出庫してきた相手方自動車と衝突し双方の車両が破損したものである。

3、和解内容。本町は相手方の損害額のうち2割に当たる金4万1,461円を負担し、相手方は本町の損害額のうち8割に当たる金14万9,649円を負担することとし、各自の負担額を相殺し、相手方が本町に金10万8,188円を支払う。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 以上で、報告第1号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第6、議案第29号、工事請負契約について同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 北川学校教育課参事。

学校教育課参事（北川拓男） それでは、議案第29号、工事請負契約について同意を求める件についてご説明申し上げます。

井手小学校体育館空調設備等設備工事について、下記のとおり工事請負契約をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象。6井教学第5号、井手小学校体育館

空調設備等設備工事。

2、契約金額。金5,660万500円。うち取引に係る消費税額、金514万5,500円。

3、契約の相手方。京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水48-3、中和建設株式会社、代表取締役、中谷英輔氏。

4、契約の方法。一般競争入札による契約。

なお、今回の工事請負契約につきましては、井手小学校体育館空調設備等の設備実施する工事でございます。工期につきましては令和7年10月31日を予定しており、入札の概要としましては、入札参加者は2社、予定価格は税抜き5,619万円、調査基準価格は税抜き5,140万5,000円、失格基準価格は税抜き5,037万6,000円であり、落札金額は税抜き5,145万5,000円、落札率は91.57%でありました。

ほかの入札者の入札金額につきましては、株式会社巖建設工業が税抜き5,259万5,000円でありました。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 工事の内容、空調設備の設置というのは分かるんですけども、体育館の場合、断熱など、そういうことも多分されているのかなというふうに思うんですが、工事の内容についてどういう内容になっていくのかということを教えていただきたいのと、それと、次の議案第30号とも比べますと、井手小学校の方と多賀小学校を比べたら、金額が井手小学校の方が少なくても多賀小学校の方が多いいですね。素人考えで言いますと、空調だから、広さだけではなくて何かあるのか分かりませんが、井手小学校の体育館は、今日の午前中の質疑でも言いましたように、715平方メートルです。多賀小学校は614平方メートル、今の体育館の床面積だと思うんですけども、なぜ金額が、普通に考えたら広い方が高いのと違いますかというふうに思うんですが、逆に言うと次の号でも同じ質問になるんですけども、この金額はどう見たらいいのかというのが分かりにくいので、教えていただき

たいと思います。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 関西参与。

参与(関西浩二) 小学校のこういう工事に関しましては私の方でサポートをしますので、私の方から答えさせていただきます。

まず、工事の内容でございます。12月のときにもお答えさせていただきましたけれども、体育館にいわゆるクーラーを設置する工事でございます、それに伴いまして、いわゆる室内機として、井手小、多賀小とも8基のクーラーを設置します。それと、室外機は2基、それに送風機が8基でございます。そのほかにもクーラーの方に、ガスタービン方式といいまして、プロパンガスを利用した方式でございます。

それと、ご質問がありました多賀小学校と井手小学校で金額の違いがあるのは、実は多賀小学校は、府道の上狛城陽線まで都市ガスが配管されておりまして、将来のランニングコストを考えた場合、都市ガスを活用する方が有利であるということで、その分のコストがかかっておりまして、多賀小の方が少し割高になっているという状況でございます。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第29号工事請負契約について同意を求める件を採決します。

議案第29号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第29号は同意することに決定しました。

次に、日程第7、議案第30号、工事請負契約について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

北川学校教育課参事。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 北川学校教育課参事。

学校教育課参事(北川拓男) それでは、議案第30号、工事請負契約について同意を求める件についてご説明申し上げます。

多賀小学校体育館空調設備等整備工事について、下記のとおり工事請負契約をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象。6井教学第6号、多賀小学校体育館空調設備等整備工事。

2、契約金額。金6,515万3,000円。うち取引に係る消費税額、金592万3,000円。

3、契約の相手方。京都府綴喜郡井手町大字井手小字梅ノ木原72-1、株式会社巖建設工業、代表取締役、木村佳子氏。

3、契約の方法。一般競争入札による契約。

なお、今回の工事請負契約につきましては、多賀小学校体育館空調設備等の整備実施する工事でございます。工期につきましては、令和7年10月31日を予定しており、入札の概要としましては、入札参加者は2社、予定価格は税抜き6,151万円、調査基準価格は税抜き5,629万7,000円、失格基準価格は税抜き5,517万1,000円であり、落札金額は税抜き5,923万円、落札率は96.29%でありましたので、高応札ヒアリング調査を実施しております。他の入札者は無効でありました。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長(奥田俊夫) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第30号、工事請負契約について同意を求める件を採決します。

議案第30号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第30号は同意することに決定しました。

次に、日程第8、議案第1号、井手町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） それでは、議案第1号、井手町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

井手町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、町長等が地方公共団体に対し損害賠償責任を負う場合に、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定して、それ以上の額を免責する旨を条例で定めることが可能となったところでありまして、本町においても町長等が賠償責任を意識するあまり職務の遂行に萎縮することのないよう、町長等の一部免責について規定する条例を制定するものであります。

それでは、1ページをご覧ください。井手町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例。

井手町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のとおり制定する。

第1条、趣旨の規定であります。

第2条は、損害賠償責任の一部免責の規定であります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第39条の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9、議案第2号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） それでは、議案第2号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行により、刑事施設における受刑者の処遇のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑が創設されることに伴い、本町の条例において懲役、禁錮等の字句を規定している関係条例について、所要の改正をするものであります。

それでは、4ページをご覧ください。第1編、関係条例の一部改正について、新旧対照表にてご説明申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第1条関係）でありまして、井手町表彰条例の一部改正であります。例規ページ数84、第10条、特別待遇の取消の規定でありまして、刑法等の一部を改正する法律（以下、刑法等一部改正法と申し上げます）の施行に伴う条文の整備であります。

5ページをご覧ください。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第2条関係）でありまして、井手町個人情報保護法施行条例の一部改正であります。

例規ページ数 4 3 1 の 9 1、附則第 3 条、経過措置の規定でありまして、刑法等一部改正法の施行に伴う条文の整備であります。

次のページをご覧ください。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第 3 条関係）でありまして、井手町個人情報保護審査会条例の一部改正であります。

例規ページ数 4 3 1 の 1 3 1、第 7 条、罰則の規定でありまして、同じく刑法等一部改正法の施行に伴う条文の整備であります。

それでは、7 ページをご覧ください。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第 4 条関係）でありまして、井手町暴力団排除条例の一部改正であります。

例規ページ数 6 0 1 の 5 4、第 1 9 条、罰則の規定でありまして、同じく刑法等一部改正法の施行に伴う条文の整備であります。

次のページをご覧ください。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第 5 条関係）でありまして、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数 1 3 5 9、第 1 7 条の 2、期末手当の支給制限の規定でありまして、同じく刑法等一部改正法の施行に伴う条文の整備であります。

その下、同じく 1 3 5 9、第 1 7 条の 3、期末手当の支給の一時差止めの規定でありまして、刑法等一部改正法の施行に伴う条文の整備及び字句の整備でございます。

1 0 ページをご覧ください。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第 6 条関係）でありまして、井手町土採取事業規制条例の一部改正であります。

例規ページ数 3 3 6 9 の 4、第 2 1 条、罰則の規定、その下、3 3 6 0 の 4、第 2 2 条の規定でありまして、いずれも刑法等一部改正の施行に伴う条文の整備であります。

1 1 ページをご覧ください。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第 7 条関係）でありまして、井手町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数 3 3 7 4、第 2 3 条、罰則の規定でありまして、刑法等一部改正法の施行に伴う条文の整備であります。

次のページをご覧ください。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第 8 条関係）でありまして、井手町ラブホテル建築等規制条例の一部改正であります。

例規ページ数 3 4 2 3 の 2、第 1 0 条、罰則の規定でありまして、刑法等一部改正法の施行に伴う条文の整備であります。

1 3 ページをご覧ください。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第 9 条関係）でありまして、井手町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数 3 7 1 7、第 4 条、欠格事項の規定でありまして、刑法等一部改正法の施行に伴う条文の整備であります。

次のページをご覧ください。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第 1 0 条関係）でありまして、井手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数 3 7 8 0、第 6 条、退職報償金支給の制限の規定でありまして、刑法等一部改正法の施行に伴う条文の整備であります。

1 5 ページをご覧ください。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第 1 1 条関係）でありまして、井手町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数 1 9 6、第 5 3 条の規定、その下、例規ページ数 1 9 6、第 5 4 条の規定、その下、同じく 1 9 6 ページ、第 5 5 条の規定につきまして、いずれも刑法等一部改正法の施行に伴う条文の整備であります。

それでは、2 ページをご覧ください。中ほどでございまして、第 2 編、経過措置であります。第 1 章、通則としまして、第 1 2 条、罰則の適用等に関する経過措置の規定であります。その下、第 1 3 条、人の資格に関する経過措置の規定であります。

次に、一番下、第 2 章、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置であります。第 1 4 条、職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置の規定であります。

次に、附則であります。

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第２号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件を採決します。

議案第２号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１０、議案第３号、井手町組織条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　平間総務課長。

総務課長（平間克則）　それでは、議案第３号、井手町組織条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

井手町組織条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市町村にこども家庭センターを設置することが努力義務化されたことを受けまして、本町においても社会情勢や住民ニーズの変化を踏まえまして、効率的な行政運営を行うため、所要の改正を行うものであります。

それでは、２ページをご覧ください。井手町組織条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数２１１、第１条、課等の設置の規定でありまして、組織の見直しに伴う条文の整備であります。

次に、同じく２１１ページ、第２条、事務分掌の規定でありまして、同じ

く組織の見直しに伴う事務分掌の条文の整備であります。

それでは、1 ページをご覧ください。附則でございます。

この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）       これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）       谷田健治議員。

2 番（谷田健治）       質問です。保健センターの名前を変える、こども家庭センターになるということなんですが、実質今まで保健センターで行われていた行政事務、それからいろんな執行されることについての変更はこれに伴ってあるのかどうかということと、今まで町のホームページを見ますと、行政組織図では住民福祉課があつて、そこから横に線が延びて、これは子育て支援センターでした。今回の場合は家庭と入っていますよね。保健センターは住民福祉課と並列してその下にあるんですが、その関係がよく分かりにくいんですが、新たな課なのか、例えば保健センター長というのが多分今おられるんですが、その方がこども家庭センターの業務も兼ねるのか、人事もこれによって新たな人が入るのかなど、その辺りについて伺います。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）       西垣参与。

参与（西垣義郎）       一部運営に係ります事項もありましたので、私の方から再質問の答弁をさせていただきます。

まず、ご質問の保健センターがこども家庭センターに替わるということではなく、新たな組織としてこども家庭センターが加わるということでございます。それで、こども家庭センターは、他の課なり保健センターなりと並列の組織として条例を改正しまして位置づけるものでございます。

なお、こども家庭センターの所長につきましては、人事案件に関わることでございますので、この場ではお答えの方は控えたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8 番（谷田利一） 今の答弁ですけれども、人事の関係は当然 4 月だったと思うんですけれども、見ていますと、現状でも職員の数が本当にぎりぎりだと思うんです。1 人増員されるにしても、例えば 1 人異動されるにしても、それだけでなく今欠勤の方が多く足りていないのに、これをどういうふうに持っていけるのか。また新規採用をされるんだったらいいんですけれども、管理職も入れて、どういう人事の方法でいくのか心配するんだけど、また新規採用をされるのと違うのかなと思って心配するのですけれども。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西垣参与。

参与（西垣義郎） 人員体制の確保につきましては、新たな人員の確保を行った上で体制の方を構築したいというふうに考えておりまして、検討を進めて、見通しの方も立てて提案をさせていただいているところでございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 3 号、井手町組織条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第 3 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 4 号、井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） それでは、議案第４号、井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、マイナンバー法と申し上げます）の第２条の定義の引用がある関係条例について、所要の改正を行うものであります。

それでは、２ページをご覧ください。井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第１条関係）でありまして、井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数４６１、第２条、定義の規定でありまして、マイナンバー法の一部改正に伴う引用条項の繰下げによります改正でございます。

次のページをご覧ください。井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第２条関係）でありまして、井手町税条例の一部改正であります。

例規ページ数１７７５、第３５条の２、町民税の申告の規定、その下、１７９８ページ、第６２条の２、施行規則第１５条の３第３項並びに第１５条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出の規定、次のページをご覧ください、例規ページ数１８０９、第８８条、種別割の減免の規定、次のページをご覧ください、例規ページ数１８２１、第１３８条の３、特別土地保有税の減免の規定でありまして、これらはいずれもマイナンバー法の

一部改正に伴う引用条項の繰下げによる改正でございます。

次のページをご覧ください。井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第３条関係）でありまして、井手町都市計画税条例の一部改正であります。

例規ページ数１９７３の３、附則７項、改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でありまして、同じくマイナンバー法の一部改正に伴う引用条項の繰下げによる改正でございます。

それでは、１ページをご覧ください。下ほど、附則であります。

この条例は令和７年４月１日から施行する。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第４号、井手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第４号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。３時まで。

休憩　午後　２時４４分

再開　午後　２時５７分

議長（奥田俊夫）　休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第 12、議案第 5 号、井手町監査委員条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） それでは、議案第 5 号、井手町監査委員条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

井手町監査委員条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法の条文が追加され、条番号が繰り下がったことにより、本町の条例において引用している関係条例について、所要の改正を行うものであります。

それでは、2 ページをご覧ください。井手町監査委員条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 1 条関係）でありまして、井手町監査委員条例の一部改正であります。

例規ページ数 711、第 3 条の規定でありまして、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の繰下げに伴う条文の整備であります。

続きまして、3 ページをご覧ください。井手町監査委員条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 2 条関係）でありまして、井手町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数 3501、第 5 条、議会の同意を要する賠償責任の免除の規定でありまして、同じく地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の繰下げに伴う条文の整備であります。

続きまして、次のページをご覧ください。井手町監査委員条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 3 条関係）でありまして、井手町水道事業の設置等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数 3631、第 5 条、議会の同意を要する賠償責任の免除の規定でありまして、同じく地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の繰下げに伴う条文の整備であります。

それでは、1 ページをご覧ください。附則であります。

この条例は地方自治法の一部を改正する法律、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第５号、井手町監査委員条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第５号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１３、議案第６号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　平間総務課長。

総務課長（平間克則）　それでは、議案第６号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本町におきましても、仕事と生活の両立支援の拡充を行うため、所要の改正をするものであります。

それでは、３ページをご覧ください。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数９８９、第８条の２、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及

び時間外勤務の制限の規定でありまして、仕事と生活の両立支援の拡充に向けた育児のための所定外労働の制限を改正するための条文の整備であります。

その下、例規ページ数 991、第 12 条、年次有給休暇の規定でありまして、法律名の変更に伴います所要の整備でございます。

それでは、4 ページをご覧ください。同じく例規ページ数 991、第 15 条、介護休暇の規定でありまして、新設します第 17 条の 2 第 1 項におきまして、引用するための条文の整備であります。

次のページをご覧ください。第 17 条の 2、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等の規定でありまして、介護を必要とする当該職員に対しまして、介護両立支援制度等のお知らせ及び意向確認をするための措置を講ずる条文の整備であります。

その下でございます。第 17 条の 3、勤務環境の整備に関する措置の規定でありまして、介護両立支援制度等の請求が円滑に行えるようにするための措置を講ずる条文の整備であります。

それでは、1 ページをご覧ください。附則でございます。

第 1 条、施行規則の規定であります。この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

第 2 条、経過措置の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）      これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）      谷田健治議員。

2 番（谷田健治）      質問なんですが、5 ページに 17 条の 2 の第 2 項、40 歳に達した職員にそういう説明をしないとイケないという規定なんですけども、子どもさんが介護を必要な場合は、40 歳に達していない人もいるのではないかなというふうに思うんです、結婚されて小さい子どもさんがね。この 40 歳というのは、イメージとしては親の介護など、そういうイメージが強くするんですが、今までにない条例ですので、この 40 歳というのはどういうことなのかなと疑問に思いますので、そこについて、上位の方で変わったんだから 40 ということなのかな分らないんですが。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 平間総務課長。

総務課長(平間克則) ただいまのご質問でございます。第17条の2の規定でございます。その第2項でございますけども、確かに40歳に達した日の属する年度ということでございます。こちらにつきましては議員がおっしゃるとおり、先ほどから申しております法律の方でのこういった改正でございまして、そちらを引用してこちらの方を条例改正しておりますので、そういったことをご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第6号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第7号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 平間総務課長。

総務課長(平間克則) それでは、議案第7号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、人事院勧告に基づく関係条例について、

所要の改正をするものであります。

それでは、１０ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第１条関係）でありまして、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数１３５１、第２条、給料の規定でありまして、一般職の職員の給与に関する法律等（以下、給与法等と申し上げます）、こちらの改正に伴いまして、地域手当を追加する条文の整備であります。

その下、１３５３ページ、第８条、扶養手当の規定でありまして、給与法等におきまして配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の増額の改正に伴う条文の整備でございます。

１１ページをご覧ください。例規ページ数１３５３、第９条でありまして、給与法等におきまして、扶養親族に係る要件等を規則で定めるというような改正に伴う条文の整備でございます。

その下、１２ページでございます。例規ページ数１３５４、第９条の２、通勤手当の規定でありまして、こちらは給与法等におきまして、通勤手当の支給限度額の引上げの改正に伴います条文の整備であります。

１４ページをご覧ください。中ほど、第１０条の２、地域手当の規定でありまして、給与法等の改正に伴い、地域手当を支給するための条文の整備でございます。

その下、例規ページ数１３５７、第１４条の３、管理職員特別勤務手当の規定でありまして、給与法等におきまして、平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大するための条文の整備であります。

それでは、１５ページをご覧ください。例規ページ数１３５８、第１６条、勤務１時間当たりの給与額の算出の規定でありまして、給与法等の改正に伴い、地域手当の支給に伴う条文の整備でございます。

その下、１３５８、第１７条、期末手当の規定、次のページでございます、１３６０ページ、第１８条、勤勉手当の規定でありまして、こちらはいずれも給与法等の改正に伴い、地域手当の支給に伴う条文の整備でございます。

例規ページ数１３６１ページ、第１８条の３、特定の職員についての適用除外の規定でありまして、給与法等の改正に伴い、第９条の規定を削除することに伴う条文の整備でございます。

次、同じく１３６１ページ、第１９条、休職者の給与の規定でありまして、

給与法等の改正に伴い、地域手当の支給に伴う条文の整備でございます。

１７ページをご覧ください。例規ページ数１３６１の５２、別表第２、給料表でありまして、給与法等の改正に伴い、３号級以上の初号付近の号給の額を引上げするための給料法の整備であります。

２３ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第２条関係）でありまして、井手町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数９５９、第３条、減給の効果の規定でありまして、給与法等の改正に伴い、減給について地域手当を追加するための条文の整備でございます。

次のページでございます。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第３条関係）でありまして、井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数９２０、第８条、特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等の規定でありまして、こちらも給与法等の改正に伴い、第９条の規定を削除することに伴う条文の整備であります。

２５ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第４条関係）でありまして、井手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数１４５１、第３条、会計年度任用職員の給与の規定でありまして、給与法等の改正に伴い、地域手当を追加する条文の整備であります。その下、第９条の２、地域手当の規定でありまして、同じく給与法等の改正に伴いまして、地域手当を支給するための条文の整備であります。

その下、例規ページ数１４５３、第１５条、勤務１時間当たりの給与額の算出の規定でありまして、給与法等の改正に伴い、地域手当の支給に伴う条文の整備であります。

次のページをご覧ください。例規ページ数１４５４、第１７条、パートタイム会計年度任用職員の報酬の規定でありまして、給与法等の改正に伴い、規則で定める地域手当割合を適用するための条文の整備であります。

その下、例規ページ数１４５６、第２２条、期末手当の規定、次に、２７ページをご覧ください、同じく１４５６ページ、第２２条の２、勤勉手当の規定でありまして、いずれも給与法等の改正に伴い、地域手当の支給に伴う

条文の整備であります。

次のページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第5条関係）でありまして、井手町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正でございます。

例規ページ数1331、第2条の2、給与の規定でありまして、給与法等の改正に伴う地域手当を支給するための条文の整備でございます。

その下、同じく1331ページ、第2条の3、手当の規定でありまして、給与法等の改正に伴い、地域手当支給に伴う条文の整備でございます。

その下、例規ページ数1332、第7条、期末手当の規定でありまして、給与法等の改正に伴い、地域手当支給に伴う条文の整備でございます。

30ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第6条関係）でありまして、井手町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数3641、第2条、給与の種類の規定でありまして、給与法等の改正に伴い、地域手当の支給に伴う条文の整備でございます。

その下、同じく3641ページ、第4条、扶養手当の規定でありまして、給与法等において、配偶者に係る扶養手当の廃止に伴う条文の整備であります。

31ページをご覧ください。一番上でございます。第4条の2、地域手当の規定でありまして、給与法等の改正に伴い、地域手当を支給するための条文の整備でございます。

その下、例規ページ数3643、第17条、会計年度任用企業職員の給与の規定でありまして、給与法等の改正に伴い、地域手当の支給に伴う条文の整備でございます。

その下、同じく3643ページ、第18条、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外の規定でありまして、こちらも給与法等の改正に伴う条文の整備でございます。

それでは、6ページをお開きください。附則でございます。

第1条、施行期日の規定であります。この条例は令和7年4月1日から施行する。

第2条、号給の切替えの規定であります。令和7年4月1日の切替日における号給は、切替日前日において受けていた号給に応じて定めるという規定

でございます。

第3条、切替日前の異動者の号給の調整の規定であります。

第4条、令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置の規定であります。

第5条、令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置の規定でありまして、第1項は、地域手当の支給割合について規則で定めるという規定でございます。第2項につきましては、地域手当の支給割合について、人事院規則で定める割合との均衡を図るための規定でございます。

第6条、その他の経過措置の規則への委任の規定でございます。附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は規則で定めるということでございます。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3番（鎌田隆宏） 地域手当というのが分からないんですけど、教えてください。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） ただいまのご質問、地域手当とはということでございますけども、こちら、都道府県単位で今回、支給地を5段階に削減した上で、つまり民間との激変緩和措置ということもありまして、国家公務員なり、そういったものを私たちも準用させていただいているんですが、民間の差など、あとは地域、例えば井手町にいたのと東京でいるときの物価の差など、そういったものを考慮した手当というようなことになってございます。今回、この法改正にも合わせまして、これまで井手町については未支給地であったんですけども、今回の改正を受けまして、本町におきましても国の法律に基づいた形での今回ご提案をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 地域手当のことなんですが、人事院勧告で、今まで都道府県の中で宇治市や井手町や京都市によって違ったわけですね。それを一律広域化するというを受けて、そのときの広域化は 8 % だったわけです。ですから、今まで井手町の職員の皆さんはゼロ級地ですから、地域手当は一切なかった。今回、これを入れることによって 8 % の地域手当がつくということだと思うんです。経過措置が人事院勧告のときにはあったように思う。一気に 8 % に持っていくのではなくて、例えばほかの地域でも経過措置があったんですが、今回この改定で言いますと 4 月 1 日からですね。4 月 1 日から 8 % ではないと思うんですね。経過措置だと何 % なのか、来年度以降どうしていくような計画なのかも含めてお聞きしたいのが 1 点です。

それから、会計年度任用職員の方については今説明のあったように、フルタイムの方はおられないというふうに前にお聞きしているんですが、フルタイムではない方にも今回適用を受けるということでの説明だったと思うんですが、それについては非常に私はいいいことだというふうに思っています。その経過措置についてお伺いします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） 経過措置の件でございます。議員がおっしゃるように人勧では 8 % ということでございますけれども、それも踏まえまして、経過措置の規定を、先ほども 6 ページの附則の部分でちょっとお伝えしておったんですけども、基本的には今後規則で、この先どういった形で令和 10 年 3 月 31 までに 8 % に持っていくのかというのは、こちらをご可決いただいた際にはそういったこともまた定めていかなければならないということだと思うんですけども、今回につきましては、令和 7 年度は 4 %、こちらについては国からもそういったことが示されておりますので、令和 7 年度については 4 % ということで今回提案をさせていただきたいと思っております。予算についてもそういうような形でご提案させていただけたらなということでございます。以降についてはまた今後、規則の方で定めていければと思っております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 先ほど、配偶者の扶養手当がなくなって、その分が子ども  
の扶養手当になるというふうに説明があったんですが、現在、井手町の場合、  
現行は配偶者の方の扶養手当と、それから子どももおられる方の扶養手当が  
どんなふうになっているのかと、今回のこの条例が制定されたら、これも多分  
経過措置があるというふうに思うんですが、その辺りについて伺いたいと思  
います。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） 扶養手当の関係でございますが、今現行では、条例  
等を見ていただいたら分かるんですけども、今配偶者については6,500  
円、子については1万円というようなことでございます。これが経過措置も  
あるんですけども、令和7年度については、配偶者が3,000円、子につ  
いては1万1,500円、令和8年度以降に配偶者は廃止ということになっ  
ていこうかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第7号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
制定の件を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり

可決されました。

次に、日程第 15、議案第 8 号、井手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） それでは、議案第 8 号、井手町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

井手町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、旅費制度の見直しを行うため、所要の改正をするものでございます。

それでは、7 ページをご覧ください。井手町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 1 条関係）でありまして、井手町職員の旅費に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数 1631、目次でありまして、国家公務員等の旅費に関する法律等（以下、旅費法等と申し上げます）、こちらの改正に伴う条文の整備でございます。

同じくその下、1631 ページ、第 2 条、用語の意義の規定でありまして、旅費等の改正に伴う条文の整備でございます。

8 ページをご覧ください。例規ページ数 1632、第 3 条、旅費の支給の規定でありまして、旅費法等の改正において、旅費の支給範囲を広げるための条文の整備でございます。

次のページ、同じく 1632 ページ、第 4 条、旅行命令等の規定でありまして、旅費法等の改正に伴う字句及び条文の整備でございます。

10 ページをご覧ください。例規ページ数 1633、第 5 条、旅行命令に従わない旅行の規定でありまして、こちらについては文言の整理でございます。

次のページの同じく 1633、第 6 条、旅費の種目及び内容の規定でありまして、旅費法等の改正に伴い、旅費の種類は交通費、宿泊費等、移転料等とし、これらの計算方法等について改める条文の整備でございます。

12ページをご覧ください。同じく1633、第7条、旅費の計算の規定でありまして、旅費法等の改正に伴う条文の整備であります。

その下、例規ページ数1634でございまして、第8条の規定でありまして、旅費法等において旅行日数を計算する規定は、実費制に伴いまして削除するというような条文の整備でございます。

次のページをご覧ください。同じく一番上、1634ページ、第9条の規定でありまして、旅費法等におきまして宿泊料が実費制になることに伴いまして、削除する条文の整備でございます。

その下、同じく1634ページ、第10条の規定でありまして、こちらも同じく宿泊料が実費制になることに伴い、削除するというような条文の整備でございます。

その下、同じく1634ページ、第11条の規定でありまして、旅費法等の改正において規定を簡素化するため、削除する条文の整備でございます。

それでは、14ページをご覧ください。同じく1634ページ、第8条でございますけれども、旅費法等に基づく条文の簡素化をするとともに、第12条を第8条とする条文の整備でございます。

同じくその下、1634ページ、第9条、旅費の請求手続の規定でありまして、旅費法等の改正に伴い、第13条の第1項の旅費の精算において、電磁的記録というものを含む規定に改め、同条第5項を第7項にし、同条第4項の次に第5項、第6項を加えまして、第13条を第9条とする、こういった条文の整備でございます。

次のページをご覧ください。下ほど、第10条、鉄道賃の規定、次のページ、16ページをご覧ください、第11条、船賃の規定、次のページ、第12条、航空賃の規定、その下、第13条、車賃の規定でありまして、第10条から第13条を今の申した条項を加えまして、その下、1635ページ、第14条、鉄道賃の規定、18ページをご覧ください、同じく下ほど、1635、第15条、船賃の規定、次のページの下ほど、例規ページ数1636、第16条、航空賃の規定、次に20ページをご覧ください、同じく例規ページ数1636ページの第17条、車賃の規定、これらを削除するということでございます。

その下、同じく1636ページ、第18条、日当の規定、その下、同じく1636ページ、第19条、宿泊料の規定でありまして、いずれも旅費法等

の改正に伴いまして実費制とする。それに伴いまして、削除する条文の整備ということでございます。

次のページをご覧ください。第 14 条、その他の交通費の規定でありまして、旅費法等の改正に伴いまして、先ほど申し上げました第 10 条から第 13 条までの交通費以外の交通費として加える条文の整備でございます。

その下、第 15 条、包括宿泊費との調整の規定でありまして、旅費法等におきまして、移動と宿泊の一体の対価となります包括宿泊費との調整のための条文の整備でございます。

22 ページをご覧ください。第 16 条、宿泊費の規定でありまして、旅費法等に基づき、宿泊費に係る基準額について規則で定めるための条文の整備でございます。

その下、第 17 条、包括宿泊費の規定でありまして、旅費法等に基づきまして、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払うための条文の整備でございます。

その下、第 18 条、宿泊費及び包括宿泊費の支給額の上限の規定でありまして、宿泊費及び包括宿泊費の支給額の上限を規定するための条文の整備があります。

次のページをご覧ください。第 19 条、宿泊手当の規定でありまして、旅費法等に基づきまして、宿泊した際の日当について規則で定めるための条文の整備であります。

例規ページ数 1636、第 20 条、食卓料の規定でありまして、こちらも旅費法等の改正に伴い、削除する条文の整備であります。

その下、同じく 1636 ページ、第 20 条、移転料の規定でありまして、旅費法等の改正に伴う条文の整備であります。

24 ページをご覧ください。同じく 1636 ページ、第 21 条、着後手当の規定でありまして、別表第 1 の削除に伴う条文の整備でございます。

その下、例規ページ数 1637、第 22 条、家族移転料の規定でありまして、旅費法等の改正に伴う第 23 条、これを第 22 条とする条文の整備ということでございます。

それでは、26 ページをご覧ください。第 23 条、同一地域内旅行の移転料等の規定でありまして、旅費法等の改正に伴いまして、同一市町村内での支給を制限するための条文の整備でございます。

次のページをご覧ください。例規ページ数 1 6 3 7、第 2 4 条、在勤地内の旅行の旅費の規定でありまして、旅費法等の改正に伴う条文の整備であります。

その下、同じく 1 6 3 7、第 2 5 条、遺族の旅費の規定でありまして、旅費法等の改正に伴い、規則で定めるための条文の整備でございます。

2 8 ページをご覧ください。例規ページ数 1 6 3 8、第 2 7 条、旅費の調整の規定でありまして、こちらにつきましては文言の整理ということでございます。

その下、第 2 8 条、旅費の返納の規定でありまして、旅費法等の改正に基づき、違反して支給を受けた場合に返納させるための条文の整備でございます。

次のページをご覧ください。同じく 1 6 3 8 ページでございます。こちらは条ずれに伴う条文の整理でございます。

その下、別表でございますが、こちらにつきましては、定額ではなく実費制とすることに伴いまして、別表第 1 を削除及び、別表第 2 を別表に改める条文の整備でございます。

3 0 ページをご覧ください。井手町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 2 条関係）でありまして、井手町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数 1 3 3 2、第 8 条の規定、またその下、例規ページ数 1 3 3 9、別表の規定であります。いずれも定額ではなく実費制にすることに伴う条文の整備でございます。

次のページをご覧ください。井手町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 3 条関係）でありまして、井手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数 1 2 8 2、第 4 条、費用弁償の規定、その下、例規ページ数 1 2 8 6、別表の規定でありまして、先ほどと同じく、いずれも定額ではなく実費制とすることに伴います条文の整備でございます。

3 2 ページをお開きください。井手町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 4 条関係）でありまして、井手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数 1 2 8 8、第 5 条、費用弁償の規定、その下、例規ページ数

1289の3、別表の規定でありまして、こちらも同じく定額ではなく実費制にすることに伴う条文の整備でございます。

次のページをご覧ください。井手町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第5条関係）でありまして、井手町証人等の費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

例規ページ数1299、第3条の規定でありまして、旅費法等の改正に伴う条文の整備でございます。

34ページをご覧ください。井手町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第6条関係）でありまして、井手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正であります。

例規ページ数1638、附則でありまして、特別車両料金及び特別船室料については支給しないということにするための条文の整備であります。

それでは、6ページをご覧ください。附則でございます。

第1項、施行期日、この条例は令和7年4月1日から施行する。

第2項、経過措置の規定でございます。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第8号、井手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第19号、令和6年度井手町一般会計補正予算（第

6 回) を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 高江企画財政課長。

企画財政課長(高江裕之) それでは、議案第19号、令和6年度井手町一般会計補正予算(第6回)につきまして、ご説明申し上げます。

令和6年度井手町の一般会計補正予算(第6回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,649万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億47万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正の規定でございます。繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

第3条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは、3ページをご覧ください。「第2表繰越明許費補正」でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、物価高騰対応重点支援給付金3,300万円。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名、物価高騰対応重点支援子育て世帯給付金350万円。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業700万円。

8款土木費、4項都市計画費、事業名、地籍調査250万円。

10款教育費、2項小学校費、事業名、小学校外壁改修6,650万円。

10款教育費、3項中学校費、事業名、中学校外壁改修2,350万円です。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良費、今回5,237万9,000円を追加し、計3億1,037万9,000円とするものです。

次のページをご覧ください。「第3表地方債補正」でございます。

起債の目的、6目土木施設整備事業債、今回2,410万円を追加し、限度額を1億4,640万円とするものであります。

8目教育施設整備事業債、今回5,760万円を追加し、限度額を3億1,280万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。15款国庫支出金、補正前の額6億423万3,000円、補正額5,874万円、計6億6,297万3,000円であります。

17款財産収入、補正前の額2億4,337万4,000円、補正額281万4,000円、計2億4,618万8,000円であります。

18款寄附金、補正前の額601万5,000円、補正額441万2,000円、計1,042万7,000円であります。

20款繰越金、補正前の額1億715万4,000円、補正額882万9,000円、計1億1,598万3,000円であります。

22款町債、補正前の額4億9,410万円、補正額8,170万円、計5億7,580万円であります。

以上、歳入合計、補正前の額55億4,397万7,000円、補正額1億5,649万5,000円、計57億47万2,000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款総務費、補正前の額12億9,272万8,000円、補正額1,373万5,000円、計13億646万3,000円、財源内訳といたしまして、その他の719万3,000円、一般財源の654万2,000円であります。

3款民生費、こちらは財源組替でありまして、その他の3万3,000円、一般財源の3万3,000円の減であります。

4款衛生費、補正前の額3億6,329万1,000円、補正額38万1,000円、計3億6,367万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の38万1,000円であります。

8款土木費、補正前の額5億4,029万9,000円、補正額5,237万9,000円、計5億9,267万8,000円、財源内訳といたしま

して、国・府支出金の２，９６０万７，０００円、地方債の２，４１０万円、一般財源の１３２万８，０００円の減であります。

１０款教育費、補正前の額６億６，１３１万９，０００円、補正額９，０００万円、計７億５，１３１万９，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の２，９１３万３，０００円、地方債の５，７６０万円、一般財源の３２６万７，０００円であります。

以上、歳出合計５５億４，３９７万７，０００円、補正額１億５，６４９万５，０００円、計５７億４７万２，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の５，８７４万円、地方債の８，１７０万円、その他の７２２万６，０００円、一般財源の８８２万９，０００円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） それでは、令和６年度井手町一般会計補正予算（第６回）に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。

なお、次ページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、町道２９号線道路改良、事業費、４，１１７万９，０００円、財源内訳としまして、国・府支出金の２，４００万７，０００円、地方債の１，７１０万円、一般財源の７万２，０００円。事業の概要としまして、延長４００メートル、土工ブロック積みであります。

図対象番号②、事業名、町道１２号線他道路改良、事業費、１，１２０万円、財源内訳としまして、国・府支出金の５６０万円、地方債の５００万円、一般財源の６０万円。事業の概要としまして、国道バイパスアクセス道路整備であります。

図対象番号③、事業名、小学校外壁改修、事業費、６，６５０万円、財源内訳としまして、国・府支出金の２，１５５万３，０００円、地方債の４，２６０万円、一般財源の２３４万７，０００円。事業の概要としまして、井手小学校外壁改修、多賀小学校外壁改修であります。

図対象番号④、事業名、中学校外壁改修、事業費、２，３５０万円、財源内訳としまして、国・府支出金の７５８万円、地方債の１，５００万円、

一般財源の92万円。事業の概要としまして、泉ヶ丘中学校外壁改修であります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 私の方からはページ数11ページ、小学校の外壁改修と中学校の外壁改修について質問をさせていただきます。

まず、改修の具体的な場所、校舎だけなのか、ほかの建物も含めてなのかということ。また、改修の時期ですね。時期によっては、授業や学校行事などに対する影響があるのか、ないのか。また、今回、小学校の体育館につきましては空調設備の方も可決されまして、空調設備の工事も今後入ってくるかと思いますが、工事に対する安全性の確保等対策についてお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 北川学校教育課参事。

学校教育課参事（北川拓男） 脇本議員からご質問がありました件についてお答えします。

まずは外壁改修の場所ですけれども、井手小学校の北校舎の軒裏、井手小学校の渡り廊下及び南校舎の外壁、多賀小学校管理棟玄関ひさし部分、多賀小学校教室棟西側の外壁、泉ヶ丘中学校が本校舎の東側の外階段がある部分の外壁、中校舎の外壁となっております。

時期については、早期に工事発注の方を行い、令和7年度内の完了を図りたいと考えております。

補修工事の進め方につきましては、詳細な外壁調査の方が完了しておりますので、補修工事の範囲、緊急度、施工方法等を検討し、これらを踏まえて補修工事の設計、積算、発注方法の設定までを実施し、早期に工事発注を行い、年度内の完了を図りたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 関西参与。

参与（関西浩二） 少し補足させていただきます。

改修の場所につきましては、学校施設の長寿命化計画でD判定というのが、これまでも議会で議論されていたと思うんですけども、その箇所を中心に昨年度6月より京都技術サポートセンターの支援を受けまして、それぞれの校舎を事前に点検をしまして、その中で特に傷みが激しい箇所を、コンサルタントのいわゆる調査設計の発注を6月からかけて、この間、調査をしておりまして。結果、先ほど説明がありました校舎について今回の改修を実施するものでありまして、長寿命化計画でD判定のものは入っておりますが、それ以外の箇所も、特に中学校の体育館の横の階段部分はかなり傷みが激しかったので、そういうところを実施する予定であります。

時期は、できれば夏休みに工事が集中するような工程を考えておりますので、今回この予算をお認めいただけましたら、すぐに入札の手続に入りたいと考えております。

それと、体育館の空調工事が、先ほど契約案件で可決いただきましたけれども、出合い丁場になるケースが想定されております。体育館の空調工事の入札のときもそうですし、今回も入札の条件の中でそういった出合い丁場の調整をすること、それと施工計画においては、特に夏休み期間であったり、子どもたちの学校生活に影響のないような、場合によっては土日の施工、そういったことも条件に付しております。特に学校内ですので児童・生徒、それと教職員、さらには保護者の安全確保が一番重要なポイントでありますので、入札条件の中にもそういうところはかなり厳しめに明記しておりまして、実際に施工に関しましても、場合によっては監督職員から必要に応じた指導を業者に対してしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8番（谷田利一） ただいまの答弁ですけども、調査の結果、判定がその部分だったということは分かるんですけども、それでは、それ以外のところは現状は大丈夫だと思うんですけども、それは来年度、再来年度、追って順番に補修をかけないといけない状態ではないということですか。今後、その時期が来ればまたやるということなんですか、それとも計画的にこれからやっていくのかということをお聞きします。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 関西 参与。

参与（関西浩二） 今のご質問ですけれども、まず、直ちに対応をすべきというのが今回実施する箇所でございます。それ以外の箇所につきましても、一部進行しているところがあるというふうなことは報告を受けておりますけれども、これも計画的に実施していくことが望ましいということで、かつ、定期的な点検も必要だというようなことを報告で頂いております。今回は、このD判定を中心とした特に損傷がひどい箇所を優先的にやっていこうという考えでございます。次、具体的にどこをやるかということは、今後また計画的に考えていきたいというような状況でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 同じく外壁のことなんですが、外壁工事で、一般にD判定というのが私、十分理解していないんですが、例えば地震が起こったときに剥がれ落ちるなど、学校で言えば、劣化によって剥がれ落ちるというのをD判定としているのかなというふうに理解しているんですが、いわゆる構造物の場合は耐震化していますよね。こういうふうに非構造部材というんですか、外壁など、室内にも天井や照明、室内の壁などがあるんですが、今回の場合は中身までは入っていないくて外だけでやるということなんだと思うんですが、内側の非構造物というんですか、それについては耐震補強等は終わっているのかなというのが今お話を聞いていて気になったんですが、どうでしょうか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 関西 参与。

参与（関西浩二） 学校施設等長寿命化計画というのが令和3年に井手町の方でまとめられていまして、その中で特に外壁だけではなくていろいろな構造物があるんですけれども、特に損傷が著しいというのが外壁になっておりまして、特に外壁に限って今回調査をしました。具体的には、いわゆるクラック、ひび割れ、コンクリートの剥離、塗装の剥離、場合によっては内部の鉄筋が露出している、そういった症状が今回報告されておりますので、具体的には足場を組みまして、周辺を削り取ってコンクリートに樹脂補填をする

と、そういったことを今回の工事では実施していく予定でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

9 番（岡田久雄） 私の方からは、10ページの予防接種事業の20万円で  
すけども、これは子宮頸がんワクチンのキャッチアップのための追加予算を  
組んであるのか、何のことでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 予防接種の方につきましては、令和5年度  
に頂いた補助金なんですけども、子宮頸がんワクチンではありませんで、こ  
ちらの方、風疹の予防接種の補助金の返還でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 土木費のところで、町道29号、同じく町道12号の  
ところで質問をしたいと思います。

まず、町道29号のところで、何回か今まで29の何というふうに出  
てきましたよね。このつけてもらっている地図でいうと、長さ400メー  
トルと書いてあるのは、全長が400メートルなんですか。これでいわ  
ゆる造らなければならない道路は総距離なんですか。まだ増やさないとい  
けないところがあるなどというのかどうかも一つお聞きしたいと思います。

それから、完成は一体いつ頃の時期なのかというのが、何回か予算を積み  
積み来ているわけなんですけども、いつ頃を目指しているのか。それと、この  
400メートルで全部で完成なのかという、それが分からないのでお聞きし  
たいと思います。この図で言うと、これが工事が終われば、府道と東井手線に  
も到達するというふうに見ていいのかどうか、そのことについて伺います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） ただいまのご質問、町道29号線の関係ですけれど  
も、まず、今やっていますのが第2工区で、全長が400メートルでござい  
ます。既に開通しています町道3号線から支援学校のところまでが第1工区、

第2工区のこの400メートルが完成したら、町道3号線から府道と東井手線までがつながることになります。

完成予定なんですけれども、国の交付金を使っているということもありまして、その交付金のつき具合によって若干後ろ倒しになる可能性はあるんですけれども、今のところ、今支援学校側と府道側から両方から攻めていってまして、来年度、令和7年度にその間の部分の土工とブロック積みを実施予定としていまして、令和8年度に排水構造物工を実施しまして、令和9年度に防護柵工、舗装工などを実施する予定でありまして、あと3年程度はかかる見込みであります。

以上であります。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 次、12号の方をお伺いします、工事箇所図では2というのが二つあるということで、二つ分かれているわけですね。それぞれの費用は多分違うというふうに思うんですが、これがまとめて今出ていると思うんですけれども、個別に分かれば教えていただきたいというのが1点です。

それから、幅や延長、距離ですね。それから、歩道がある、なし、それからどのような形状になるのか。この部分は保育園に近くて、保育園の駐車場もこの地域にあるんです。だから、そこを通らなければならないことはあったら困るなというふうに思っているんですが、そのことについて保育園の駐車場との、子どもたちの通園の関係は配慮されているかどうかということです。

それから、予算に上がっているのが公有財産購入費ということで買収だというふうに思うんですけれども、買収の広さ、二つ合わせて何平方メートルなのかということをお聞きしたいのと、まだアクセス道路ですからバイパスは完成していないんですよ。だけどこれだけ先にやるのかというのが、普通アクセス道路というのは同時にやるのか、専門家ではないので分からないんですが、普通、道路を造って、そこへアクセスしていくというイメージなんです、その辺はどう考えておられるのかということについてお伺いしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介）      ただいまのご質問、１２号線の関係です。

まず、公有財産購入費で１，１２０万円上げさせてもらっているものの個別の内訳については特になくて、１２号線と３４号線というのがあるんですけども、それぞれの地権者に対して両方の事業の用地買収をしようと思っていますので、協力が得られた方からお支払いをさせていただくことになります。

それと、道路の延長につきましては、町道１２号線の方が約３５０メートル、それから、町道３４号線の方が延長約３００メートルであります。

それから、幅員と歩道については、すみません、資料がありませんので、後ほどお答えさせていただきます。

あと、保育園の通園の関係なんですけれども、これから用地買収に入るの具体的な工事はまだ先になるんですけれども、特に３４号線の方が、岩倉橋の下流に新しい橋を架けて、フルーツラインの西側の町有地を通して、今ちょうど止めておられるところですね、そこを通して、休養村道路に接続して、バイパスに接続するという計画になっていますので、その辺は工事施工の際には、保育園の方とも十分協議しながら進めていきたいと考えております。

それから、バイパスが来ないのに先にやるのかというのにつきましては、確かにおっしゃるように道がないのにつなげられないという話があります。今思っているのが、バイパスの道路のタイミングにも合わせないといけないんですけど、ひとまず暫定で供用できる部分までは、バイパスがもし来なかった場合は先に工事をしてしまうというような計画で考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫）      ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）      これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）      討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第１９号、令和６年度井手町一般会計補正予算（第６回）を採決します。

議案第 19 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 17、議案第 20 号、令和 6 年度井手町介護保険特別会計補正予算(第 3 回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(坂井幸一郎) それでは、議案第 20 号、令和 6 年度井手町介護保険特別会計補正予算(第 3 回)につきまして、ご説明申し上げます。

令和 6 年度井手町の介護保険特別会計補正予算(第 3 回)は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の保健事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,067 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 8,677 万 5,000 円とする。2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

なお、今回の補正につきましては、在宅介護サービス費の利用が増加したことにより保険給付費に不足が見込まれることや、基金運用益の積立てに係る所要額の補正を行うものであります。

それでは、3 ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。1 款保険料、補正前の額 1 億 6,569 万 2,000 円、補正額 846 万 5,000 円、計 1 億 7,415 万 7,000 円であります。

3 款国庫支出金、補正前の額 2 億 3,013 万 6,000 円、補正額 1,102 万 2,000 円、計 2 億 4,115 万 8,000 円であります。

4 款支払基金交付金、補正前の額 2 億 3,867 万 8,000 円、補正額 1,096 万 2,000 円、計 2 億 4,964 万円であります。

5 款府支出金、補正前の額 1 億 3,105 万 9,000 円、補正額 507 万 5,000 円、計 1 億 3,613 万 4,000 円であります。

6 款財産収入、補正前の額 2 万 9,000 円、補正額 7 万 3,000 円、

計 10 万 2,000 円であります。

7 款繰入金、補正前の額 1 億 7,414 万 2,000 円、補正額 507 万 6,000 円、計 1 億 7,921 万 8,000 円であります。

以上、歳入合計、補正前の額 9 億 4,610 万 2,000 円、補正額 4,067 万 3,000 円、計 9 億 8,677 万 5,000 円であります。

次に、4 ページをお開きください。

歳出であります。2 款保険給付費、補正前の額 8 億 5,364 万 6,000 円、補正額 4,050 万円、計 8 億 9,414 万 6,000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1,605 万 7,000 円、その他の 1,938 万円、一般財源の 506 万 3,000 円であります。

3 款地域支援事業費、補正前の額 6,580 万 9,000 円、補正額 10 万円、計 6,590 万 9,000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 4 万円、その他の 4 万 7,000 円、一般財源の 1 万 3,000 円であります。

4 款基金積立金、補正前の額 2 万 9,000 円、補正額 7 万 3,000 円、計 10 万 2,000 円、財源内訳といたしまして、その他の 7 万 3,000 円であります。

以上、歳出合計、補正前の額 9 億 4,610 万 2,000 円、補正額 4,067 万 3,000 円、計 9 億 8,677 万 5,000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1,609 万 7,000 円、その他の 1,950 万円、一般財源の 507 万 6,000 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 20 号、令和 6 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第

3回)を採決します。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

先ほどの答弁漏れに対しての答弁をしていただきます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 辻井建設課長。

建設課長(辻井祐介) 貴重なお時間を申し訳ございません。先ほどの幅員の関係と歩道の関係でございます。まず12号線、34号線ともに、車道が7メートル、歩道が2.5メートル、全幅9.5メートルであります。

あと、12号線については、一部両側歩道になる予定であります。

以上でございます。

議長(奥田俊夫) 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

なお、次回は3月10日午前10時から会議を開きます。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時18分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長            奥   田   俊   夫

署名議員        谷   田   健   治

署名議員        脇   本   尚   憲